

南相木村公共施設等総合管理計画

平成29年3月

南 相 木 村

南相木村公共施設等総合管理計画：目次

第1章 公共施設等総合管理計画について	
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 施設の対象範囲	2
第2章 南相木村について	
1 概況	3
2 沿革	3
第3章 本村を取り巻く社会的状況	
1 人口の動向及び将来の見通し	4
（1）人口・世帯数の推移	4
（2）年齢階層別人口	5
（3）将来人口	7
2 財政状況	9
（1）歳入の状況	9
（2）歳出の状況	10
（3）歳出決算額の性質別内訳	11
（4）投資的経費と地方債残高	12
3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	12
第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し	
1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状	13
（1）公共建築物の保有状況	13
（2）築年別整備状況	14
（3）耐震化実施状況	15
2 インフラ施設の状況	16
（1）インフラ施設の現状	16
3 将来の更新費用の推計	20
（1）試算の方法	20
（2）公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	21
（3）公共建築物の将来の更新費用の推計	22
（4）インフラ施設の将来の更新費用の推計	23
（5）人口減少による将来負担コスト増	27
第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1 計画期間	28
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	29
3 現状や課題に関する基本認識	30
4 公共施設等の管理の基本目標	30
（1）公共建築物	30
（2）インフラ施設	30
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	31
（1）点検・診断等の実施方針	31
（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針	31
（3）安全確保の実施方針	31
（4）耐震化の実施方針	32
（5）長寿命化の実施方針	32
（6）統合や廃止の推進方針	33
（7）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	33
6 フォローアップの実施方針	33
第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
1 主な施設類型ごとの方向性	34
（1）文化系施設	35
（2）社会教育系施設	36
（3）スポーツ・レクリエーション系施設	37
（4）産業系施設	38
（5）学校教育系施設、子育て支援施設	39
（6）保健・福祉施設、医療施設	40
（7）行政系施設	41
（8）村営住宅	42
（9）その他	43
（10）インフラ施設	44

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

全国的に公共建築物及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題となっています。国は国土強靱化を図るべく平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、その流れにより総務省が平成26年4月に各地方公共団体に対し「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。

南相木村においても多様な行政需要や住民ニーズの高まりにより、公共施設等を多く建設してきましたが、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面では、今後人口減少による村税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障関係の扶助費等の義務的経費の増加などにより、財政状況が悪化することが予想されます。このことから、固定費ともいえる公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

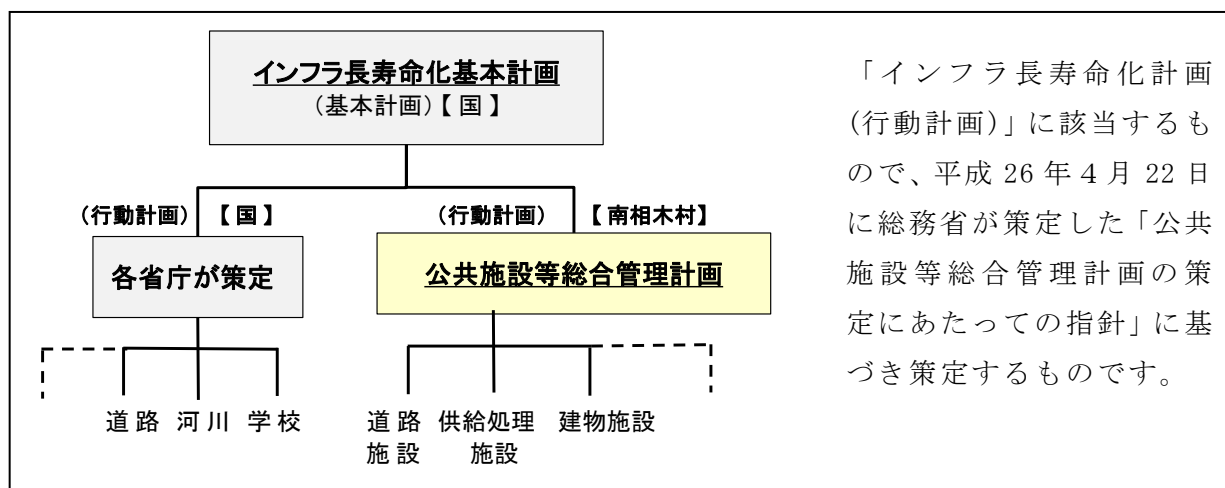
以上のような本村を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって利活用の促進や統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進するため、南相木村公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定を行うものです。

2 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設等について、長期的・経営的な視点をもって、総合的・計画的にマネジメントしていくための基本的な方針を示すものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

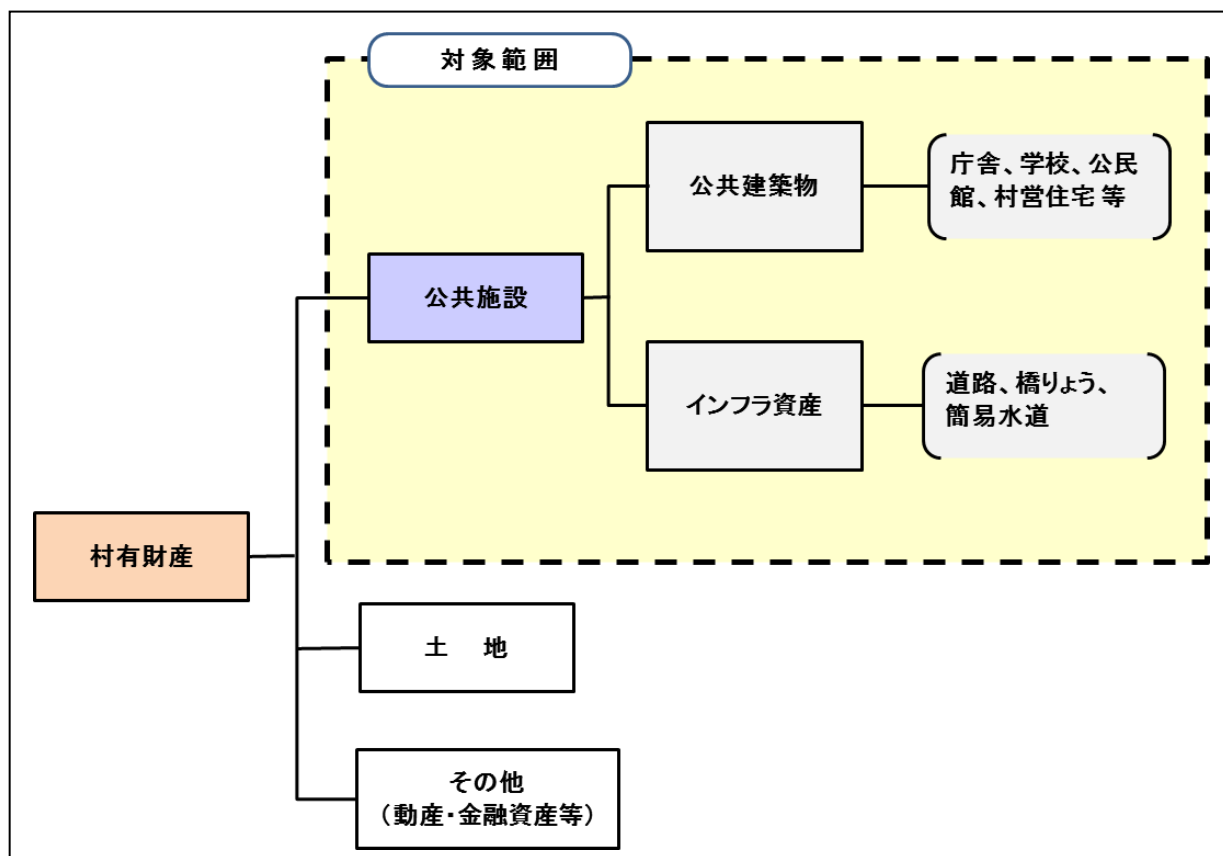
◆図表1-1 本計画の位置付け



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、本村が所有する庁舎・学校・村営住宅等の建築物系施設や道路、橋りょう、簡易水道等のインフラ施設を対象とします。

◆図表 1-2 対象範囲の略図

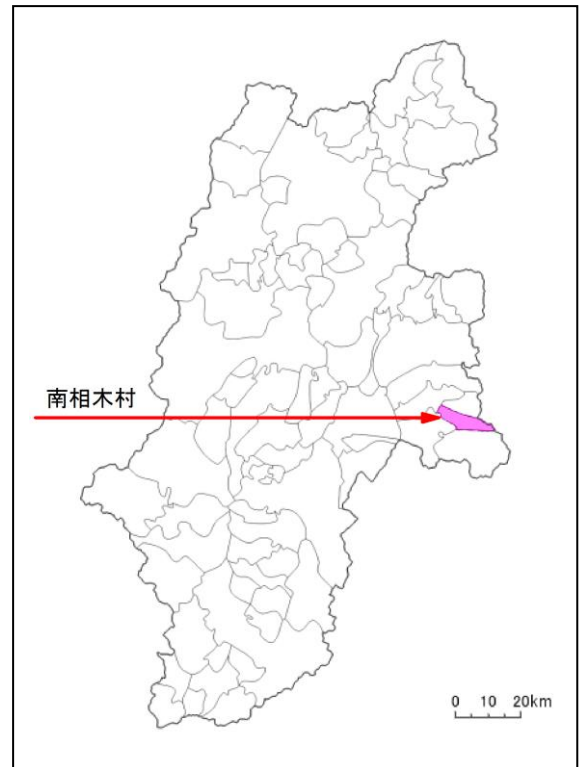


第2章 南相木村について

1 概 況

本村は、長野県南佐久郡の東南端、群馬県境に位置し、東は群馬県多野郡上野村、西は小海町に、北は北相木村に連なり、南は川上村・南牧村に隣接しています。東西 20 km、南北 5 km の細長い地形で、面積は 66.05 km²。平たん地が少なく、総面積の約 9 割を山林が占め、南相木川沿いに 10 の集落が散在しています。

気候は、内陸性高冷地気候で、年間平均気温が 9℃、降水量は年間約 1,000～1,200 mm と比較的少なく、冬季の降雪量も少量です。夏季は冷涼で日較差が大きく、冬季は寒さが厳しい気候となっています。



2 沿 革

縄文の時代から本村には人が暮らしはじめ、室町時代には相木(阿江木)氏が居住して、これが村名の由来になりました。その後、江戸時代には幕府天領となり、1565年(永禄8年)信濃国佐久郡相木村が南北に分立して南相木村となり、1889年(明治22年)4月1日町村制の施行により、単独で自治体を形成し、現在に至っています。

第3章 本村を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し

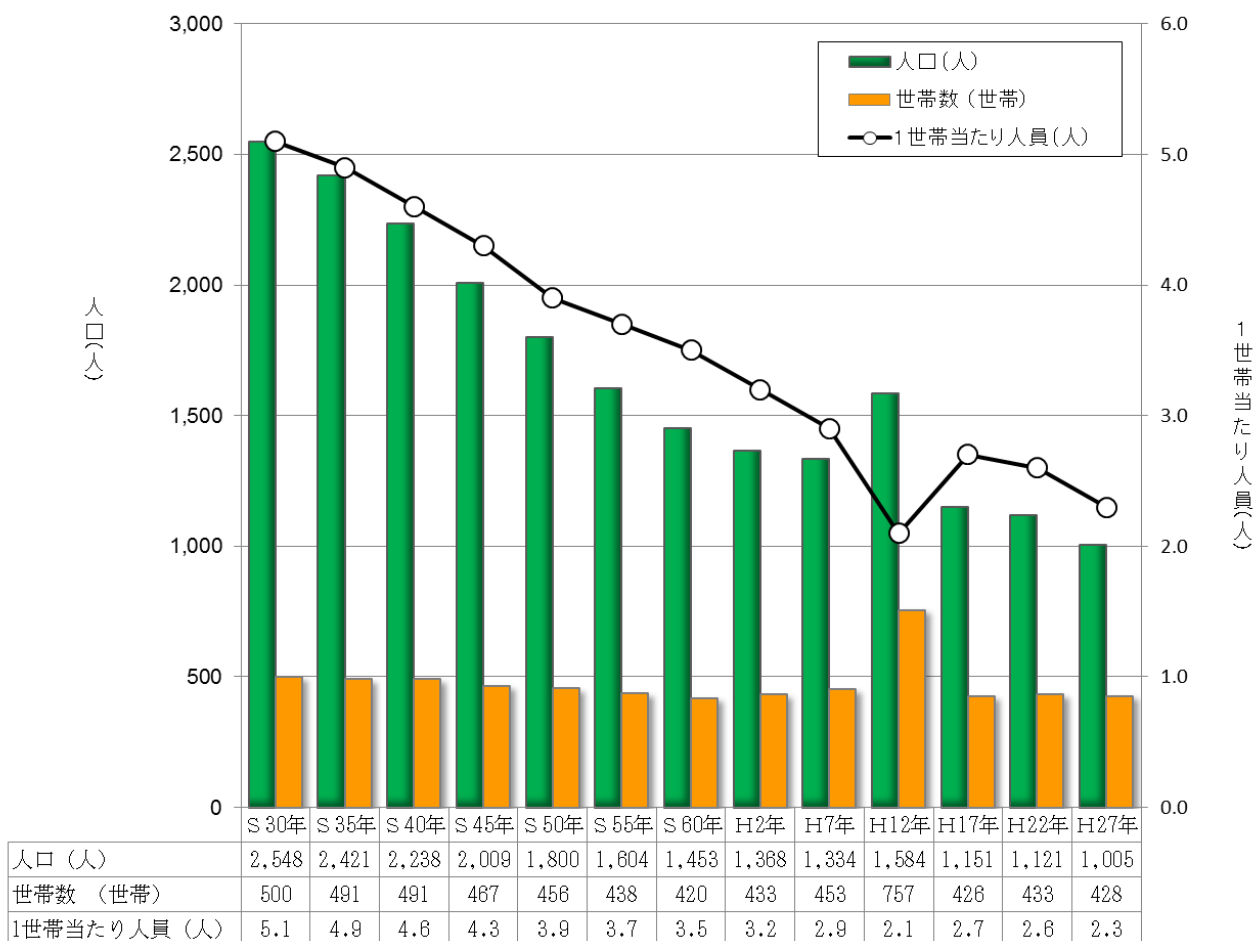
(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本村の人口・世帯数の推移をみると、昭和30年の人口は2,548人で、平成12年の南相木ダム建設工事に伴う増加を除いて減少が続き、平成27年には1,005人と60年間で1,543人、率で60.6%減少しています。

世帯数は、昭和30年の500世帯に対し平成27年は428世帯で、人口と同様に平成12年の南相木ダム建設工事に伴う増加を除いて、緩やかに減少し続けています。

また、1世帯あたりの人員は、昭和30年の5.1人から年々減少し、平成27年には2.3人となっており、単身世帯の割合が高まっています。

◆図表 3-1 人口・世帯数の推移



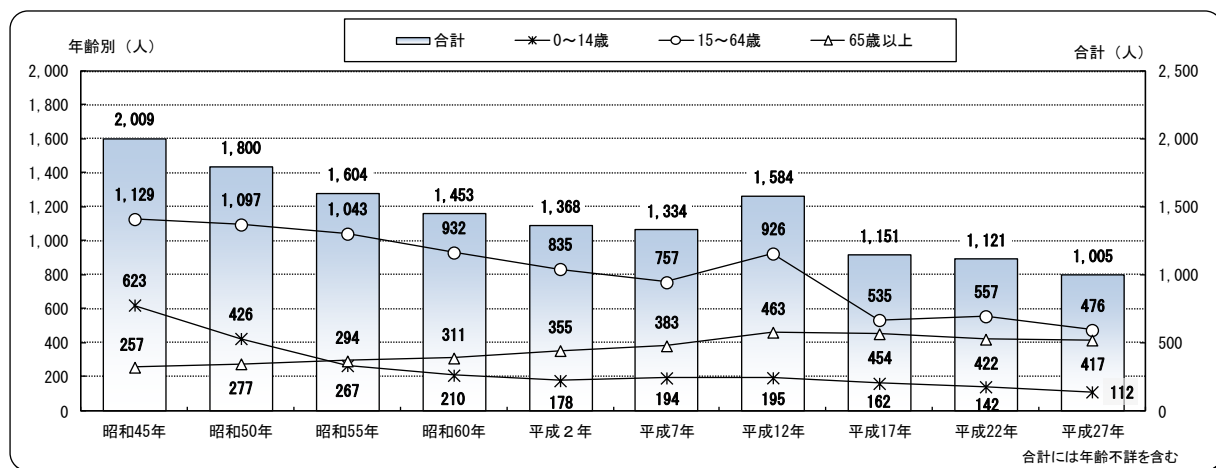
(2) 年齢階層別人口

平成7年から平成27年にかけての年齢階層別人口の推移をみると、年少人口(0～14歳)は一貫して減少し、20年間で82人(42.3%)減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は20年間で34人(8.9%)増加しており、老年人口と年少人口の差は拡大しています。生産年齢人口(15～64歳)も20年間で281人(37.1%)減少しています。

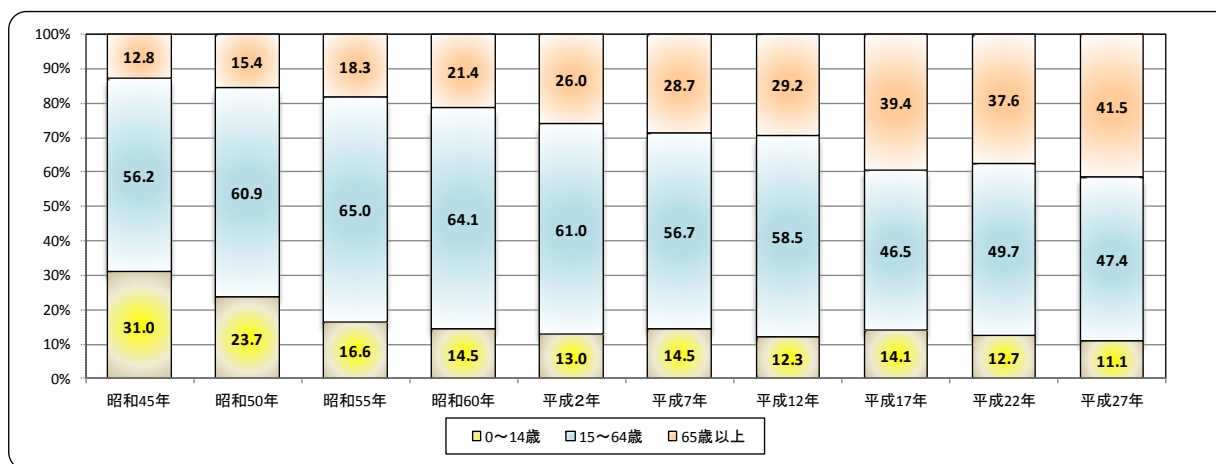
平成27年の年齢階層別の人口構成比は、年少人口が11.1%、生産年齢人口が47.4%、老年人口が41.5%となっており、老年人口比は全国平均(26.6%)や長野県平均(30.1%)を大きく上回り、昭和60年から老年人口が21%を越えた「超高齢社会」となっています。

年齢構成指数(図表3-5)では、平成7年から平成27年までの20年間で年少人口指数は2.1%の減少、老年人口指数は37.0%の増加となっています。老年化指数については平成7年の197.4%に対し、平成27年には174.9%増加の372.3%と高い値を示しています。

◆図表3-2 年齢階層別人口の推移

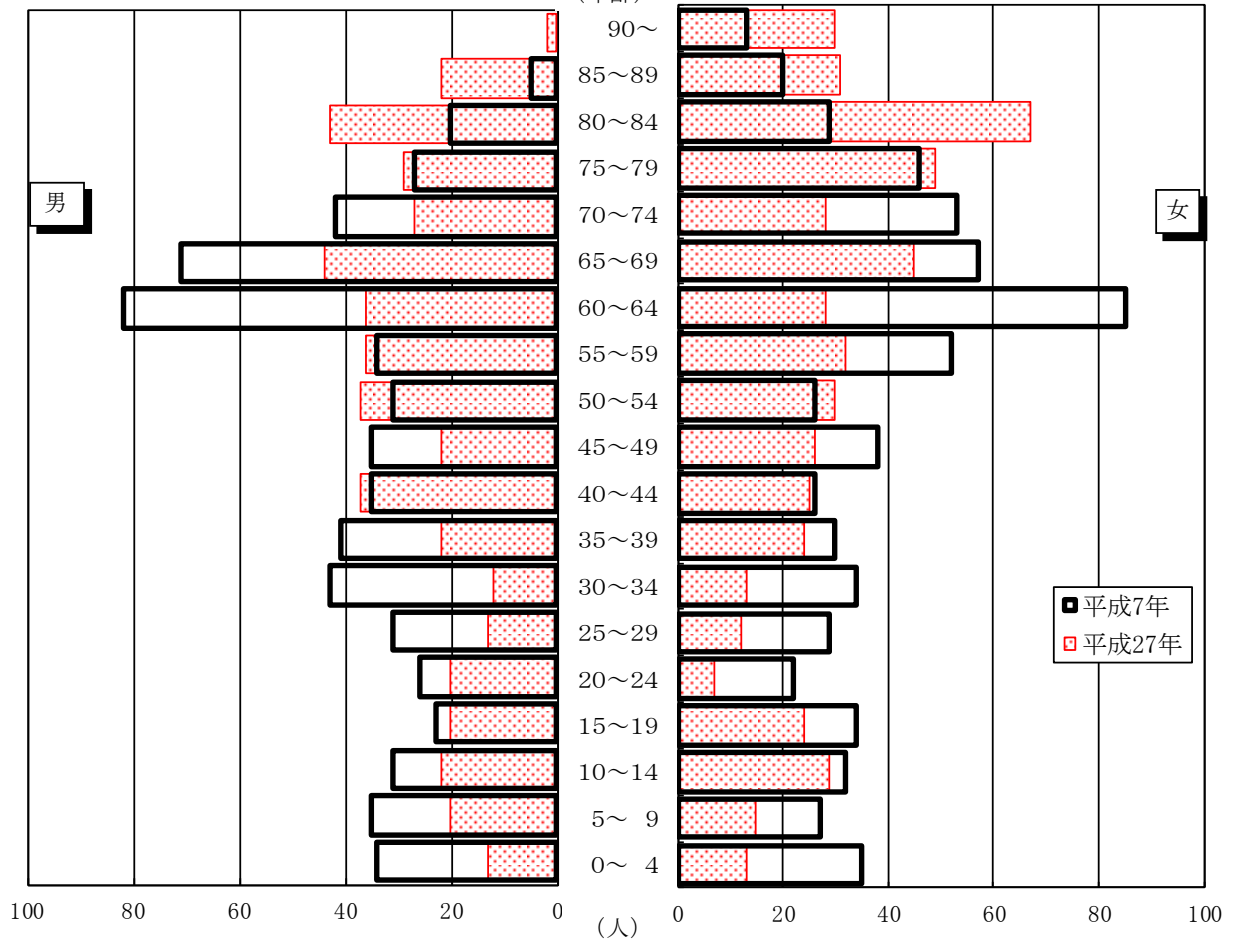


◆図表3-3 年齢階層別人口構成比の推移



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆図表 3-4 年齢・性別人口
(年齢)



◆図表 3-5 年齢構成指数の推移 (単位: %)

	年少人口	老年人口	従属人口	老 年 化
	指 数	指 数	指 数	指 数
平成7年	25.6	50.6	76.2	197.4
平成12年	21.1	50.0	71.1	237.4
平成17年	30.3	84.9	115.1	280.2
平成22年	25.5	75.8	101.3	297.2
平成27年	23.5	87.6	111.1	372.3

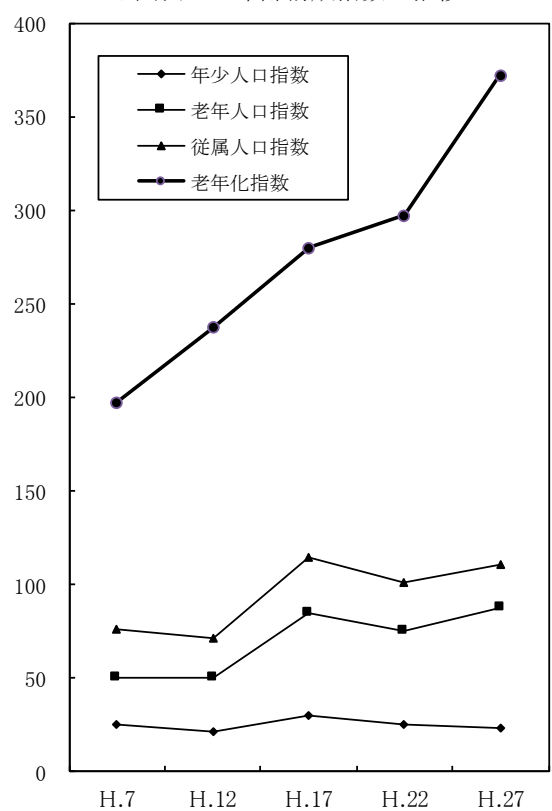
年少人口指数=年少人口/生産年齢人口×100

老年人口指数=老年人口/生産年齢人口×100

従属人口指数=(年少人口+老年人口)/生産年齢人口×100

老年化指数=老年人口/年少人口×100

◆図表3-6 年齢構成指数の推移 (%)



(3) 将来人口

「南相木村人口ビジョン」の推計（パターン1 社人研推計準拠）による、本村の平成52年の総人口は697人で、平成22年に対し424人（37.8%）減少することが予想されています。

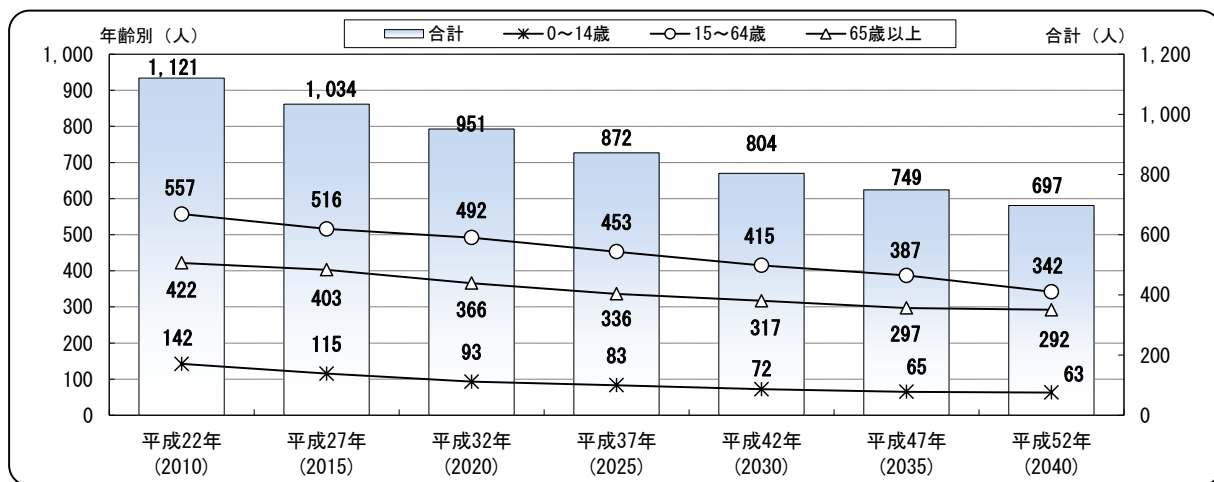
年齢階層別にみると、各年齢層とも下降傾向にあり、年少人口（0～14歳）は79人（55.6%）、生産年齢人口（15～64歳）は215人（38.6%）、老年人口（65歳以上）は130人（30.8%）減少することが見込まれています。

人口構成比（図表3-8）では、年少人口、生産年齢人口はますます減少し、平成52年の割合はそれぞれ9.0%、49.1%で、老年人口も減少していくものの、年少人口、生産年齢人口の減少較差の増大により、構成比では41.9%となっています。

また、老年人口と生産年齢人口の比率は、平成52年で1:1.2と予測され、1人の高齢者を1.2人で支えることになります。

なお、同年の将来展望人口（図表3-9）は、806人と設定しています。

◆図表3-7 年齢階層別人口の推計



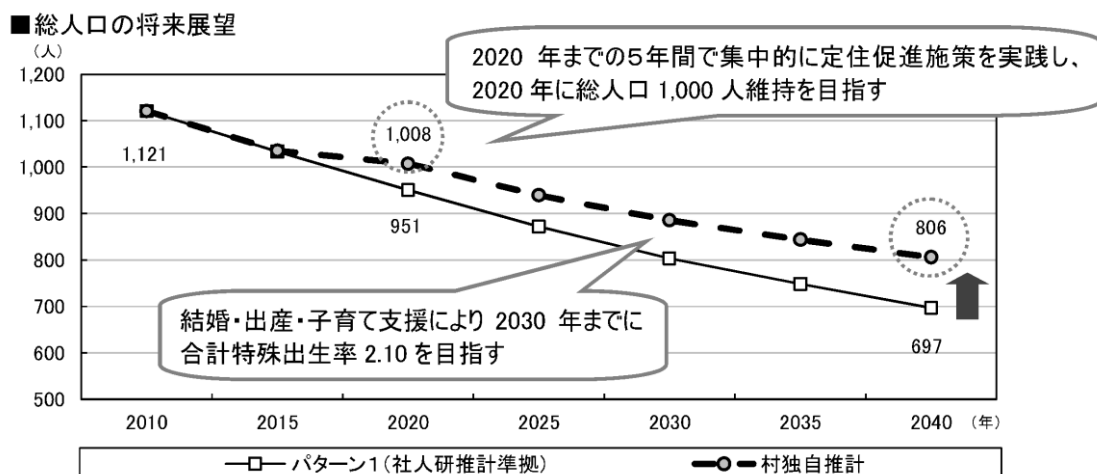
注：平成27年は推計値

◆図表3-8 年齢階層別人口・構成比の推計

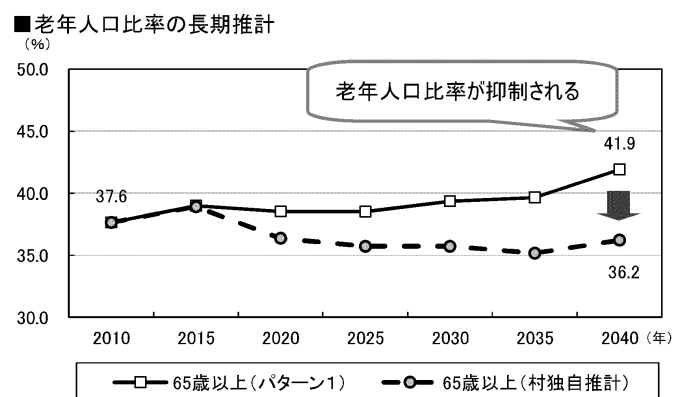
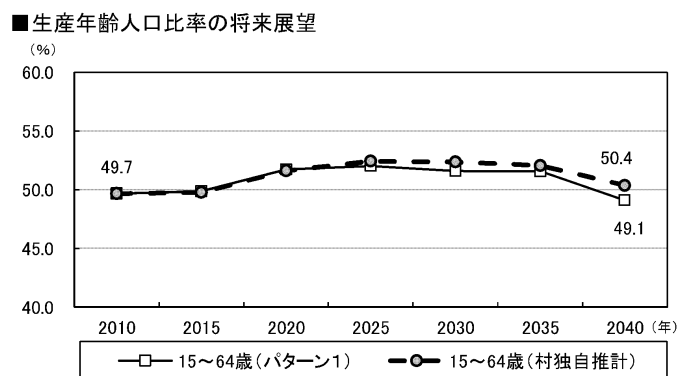
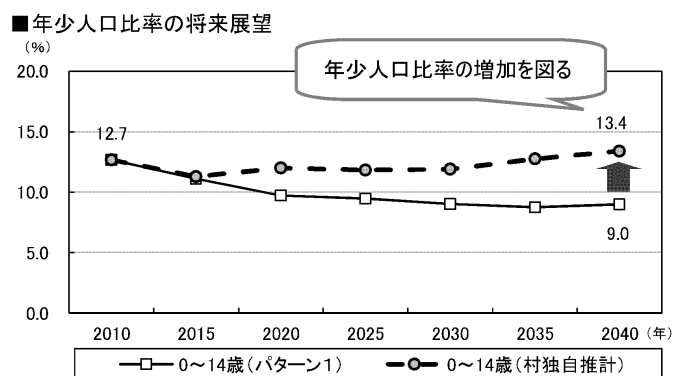
年齢階層	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	H22~H42 年の人口 増減率	H22~H52 年の人口 増減率
総数(人)	1,121	1,034	951	872	804	749	697	-28.3%	-37.8%
年少人口(0~14歳)	142	115	93	83	72	65	63	-49.3%	-55.6%
生産年齢人口(15~64歳)	557	516	492	453	415	387	342	-25.5%	-38.6%
老年人口(65歳以上)	422	403	366	336	317	297	292	-24.9%	-30.8%
比率(老年人口:生産年齢人口)	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	0.0%	-7.7%
年齢階層:構成比	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	増減率	増減率
年少人口(0~14歳)	12.7%	11.1%	9.8%	9.5%	9.0%	8.7%	9.0%	-29.3%	-28.6%
生産年齢人口(15~64歳)	49.7%	49.9%	51.7%	51.9%	51.6%	51.7%	49.1%	3.9%	-1.2%
老年人口(65歳以上)	37.6%	39.0%	38.5%	38.5%	39.4%	39.7%	41.9%	4.7%	11.3%

注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆ 図表 3-9 総人口の将来展望（南相木村人口ビジョン）



◆ 図表 3-10 年齢階層別人口の将来展望（南相木村人口ビジョン）



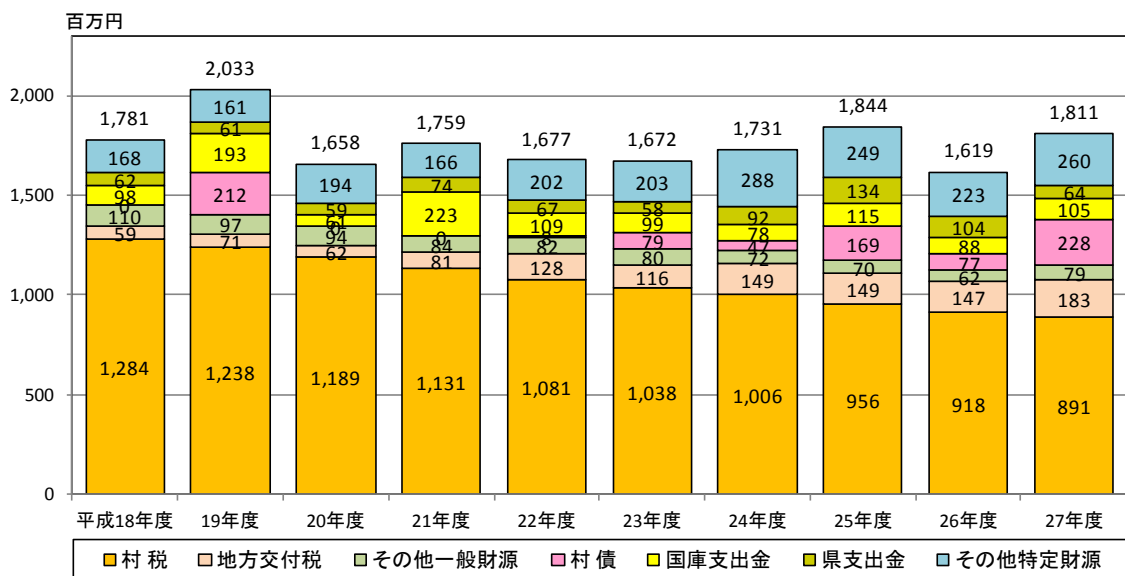
2 財政状況

(1) 歳入の状況

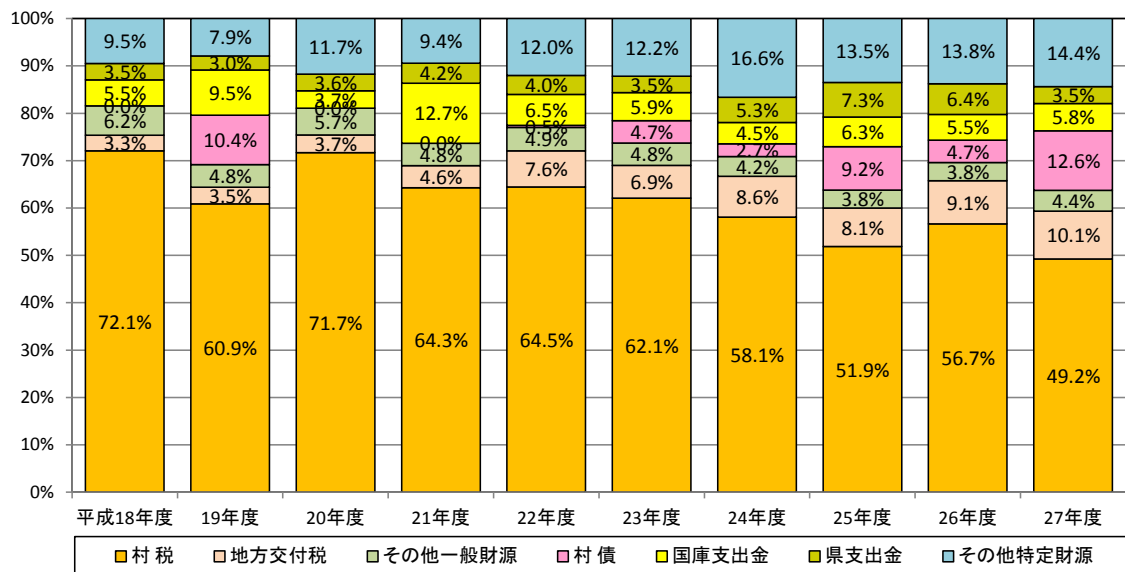
平成 27 年度における歳入総額は 18.1 億円となっており、前年度と比べて 11.8% の増加となっていますが、平成 18 年度以降概ね 16～20 億円で推移しています。

歳入の内訳をみると、村税収入は平成 18 年度以降減少傾向にあり、平成 27 年度の村税収入は 8.9 億円で、歳入に占める村税の割合は 49.2% となっています。今後、超高齢社会が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、村税の増収は期待できない状況にあります。一方地方交付税は、平成 18 年度以降増加傾向にあり、平成 27 年度で歳入全体の 10.1% を占めています。

◆ 図表 3-11 歳入決算額の推移(普通会計)



◆ 図表 3-12 歳入決算額構成比の推移(普通会計)

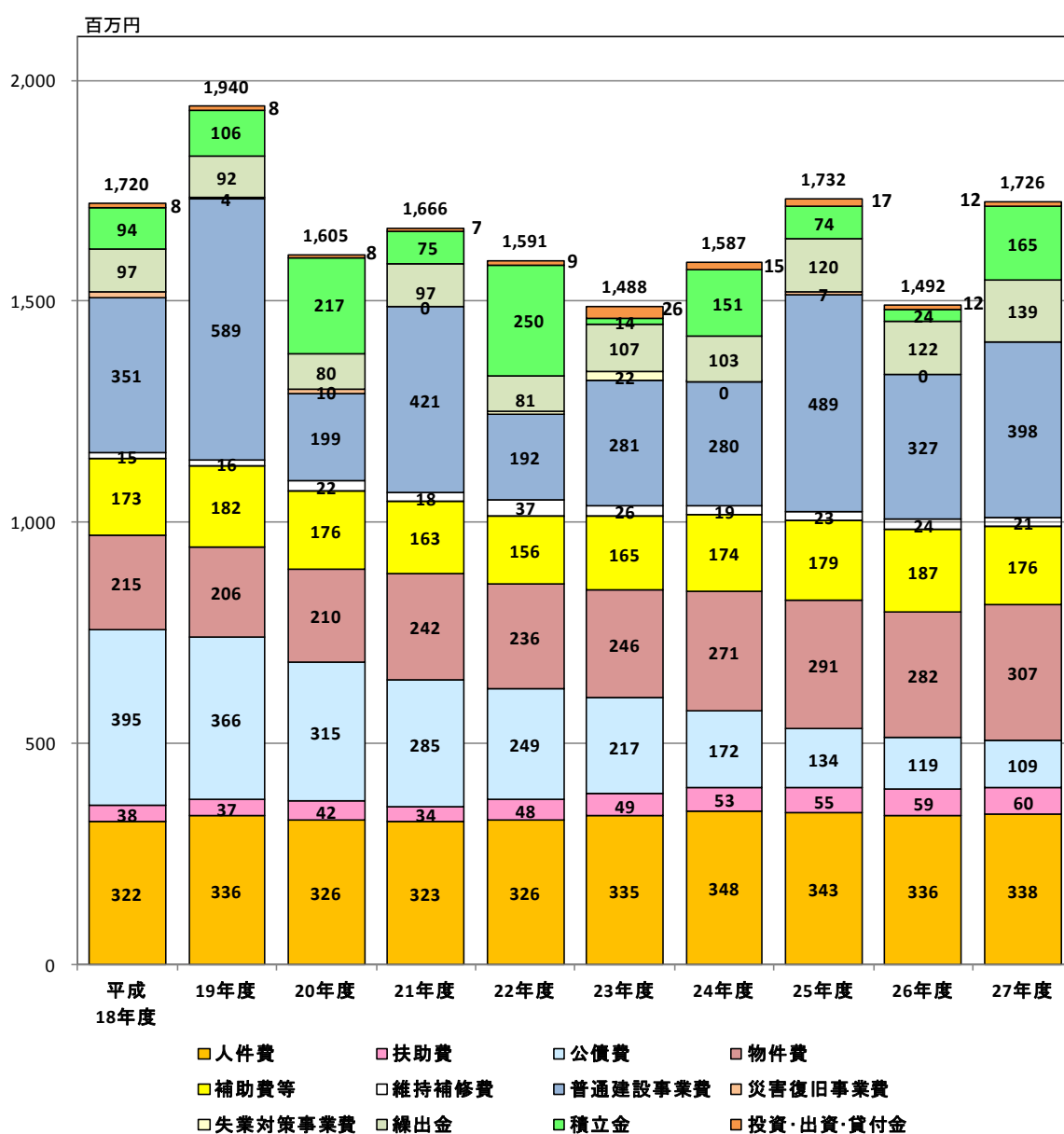


注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

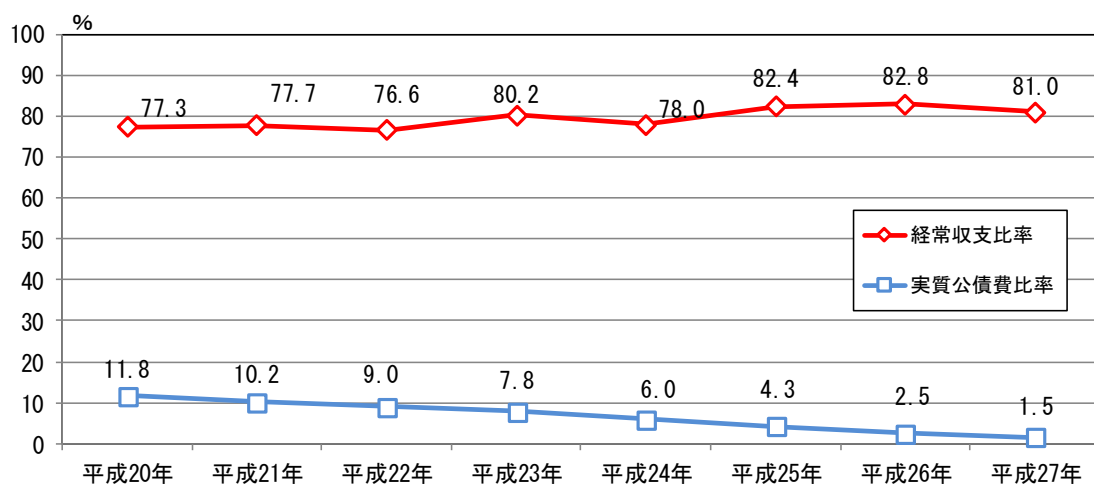
(2) 歳出の状況

歳出の内、義務的経費のうち人件費はほぼ横ばい、公債費は減少してきているものの、物件費及び社会保障関係の扶助費は増加傾向にあります。また、投資的経費（普通建設・災害復旧事業費）は、年による変動はみられるものの、平成18年度以降概ね2億円から6億円で推移しています。今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。

◆図表 3-13 歳出決算額の推移(普通会計)



◆ 図表 3-14 財政指標

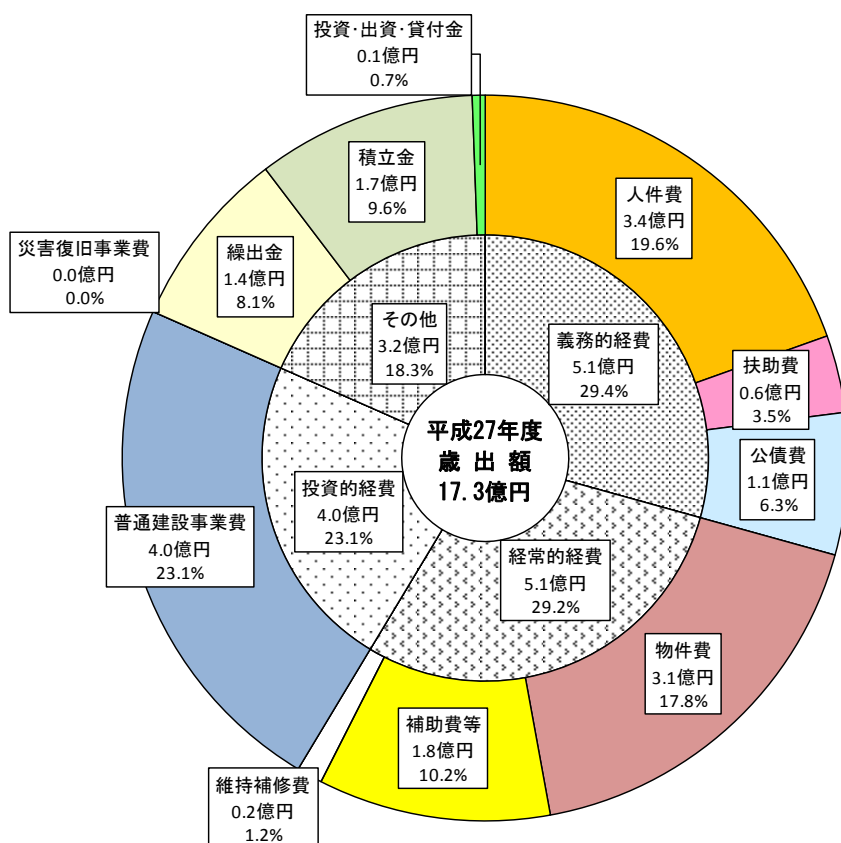


(3) 歳出決算額の性質別内訳

平成 27 年度の歳出総額は 17.3 億円であり、人件費や扶助費などの義務的経費は 5.1 億円、物件費などの経常的経費は 5.1 億円、普通建設事業費などの投資的経費は 4.0 億円となっています。

性質別に歳出全体に占める割合をみると、普通建設事業費が一番大きく 23.1%、人件費 19.6%、物件費 17.8%、補助費等 10.2%、積立金 9.6%、繰出金 8.1%、公債費が 6.3%の順となっています。

◆ 図表 3-15 平成 27 年度歳出決算額の性質別内訳



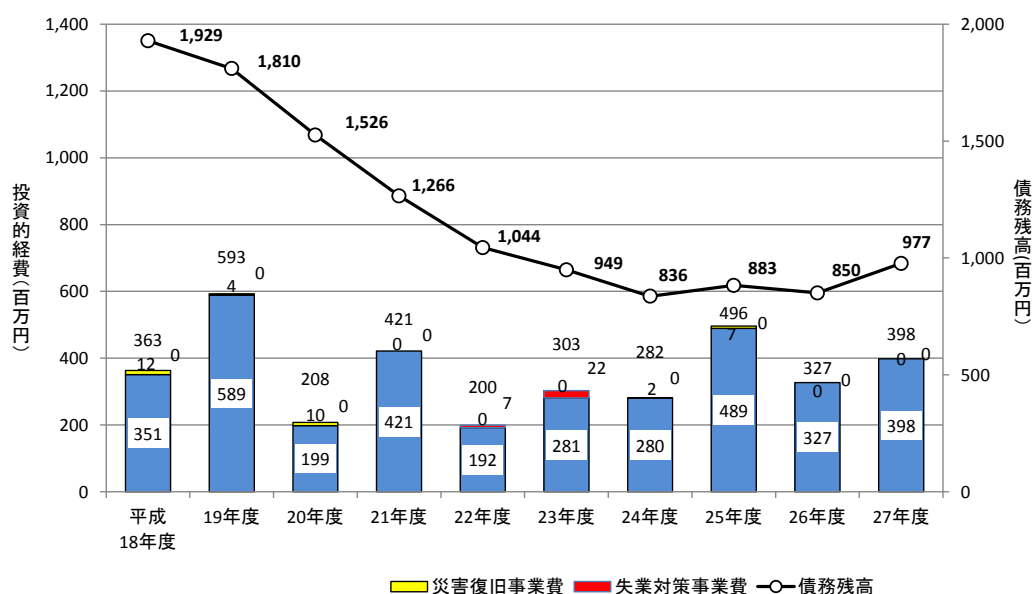
注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(4) 投資的経費と地方債残高

投資的経費は、年によって増減があり、平成 18 年度から平成 27 年度にかけて概ね 2 億円から 6 億円の間で推移しています。平成 27 年度の投資的経費は約 4.0 億円 で前年と比べて約 0.7 億円増加しています。

村の借金にあたる債務残高は、平成 18 年度は約 19 億円から平成 24 年度の約 8.4 億円まで圧縮しましたが、以降増加傾向にあり、平成 27 年度は約 9.8 億円となっています。

◆図表 3-16 投資的経費と地方債残高の推移



3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことや、東京電力㈱のダムに係る固定資産税収入は、毎年度 4 千万円ほど減少していくことが推測されていることから、自主財源となる村税の減収は避けられないと予想されます。

また、比較的安定した歳入を確保していますが、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費はほぼ一定で、公債費については、減少傾向にあるものの、扶助費や経常的経費の物件費は増加傾向にあり、今後は、少子高齢化に伴う社会保障費の増大が懸念されます。

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、ダムに係る固定資産税収入により、自主財源の確保（東京電力㈱関係で平成 35 年まで試算済み）は出来る見込みですが、長期的な視点で保有施設の維持更新費の財源の確保策を具体的に検討する必要があります。

また、国・県が実施する財政的、技術的支援の活用、村債の適正運営と有効利用、新しい課税客体の創出により、財源の確保を図るとともに、村独自の施策を継続しコスト削減等を図る必要があります。

第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状

（1）公共建築物の保有状況

本村の公共建築物の保有状況は以下のとおりです。分類については、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設更新費用試算ソフト」（以下、総務省提供ソフトという。）の分類表を基本に整理しています。

本村が保有する公共建築物の延床面積の合計は24,418.69㎡であり、その内訳は、スポーツ・レクリエーション系施設が32.4%と最も多く、次いで村営住宅が21.3%、保健・福祉施設が10.7%と続き、この3分類で全体の約6割を占めていることがわかります。

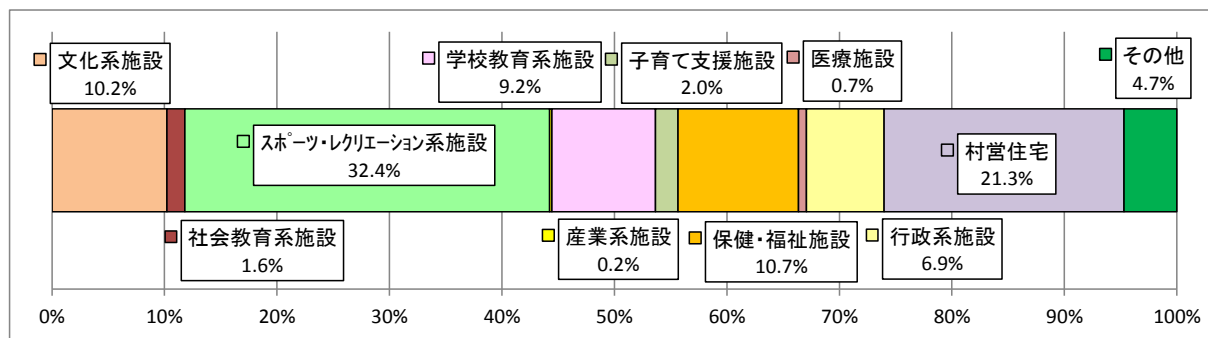
また、村民一人当たりでは約24.3㎡※となっています。

※一人当たりの面積は、平成27年国勢調査人口を使用

◆図表 4-1 公共建築物の保有状況（平成27年度）

大分類	中分類	延床面積 (㎡)	主な施設
文化系施設	集会施設	2,487.78	公民館、コミュニティーセンター等
社会教育系施設	博物館等	390.00	民俗資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	4,517.48	ゲートボール場、社会体育館
	レクリエーション施設・観光施設	3,402.34	滝見の湯、立原高原観光施設等
産業系施設	産業系施設	44.70	養魚場
学校教育系施設	学校	2,251.19	南相木小学校校舎、体育館等
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	497.50	南相木村保育所
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2,622.98	老人デイサービスセンターみねお苑等
医療施設	医療施設	163.06	南相木村国保診療所
行政系施設	庁舎等	637.40	役場庁舎
	消防施設	415.51	消防団詰所、積載車置場等
	その他行政系施設	637.68	合同事務所、加佐バス車庫等
村営住宅	村営住宅	5,212.93	村営住宅
その他	その他	1,138.14	教員用住宅、農業アルバイト用宿舍等
合 計		24,418.69	

◆図表 4-2 公共建築物延床面積の割合

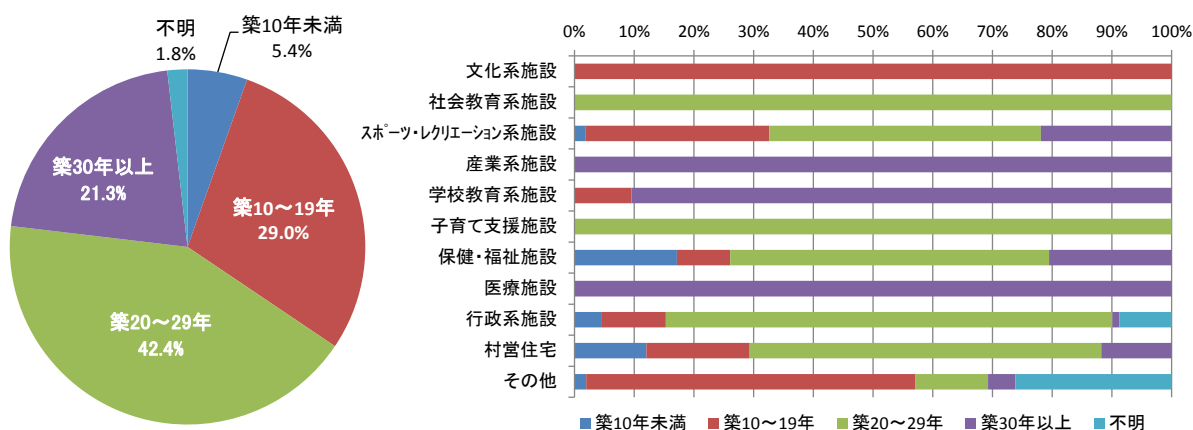


注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

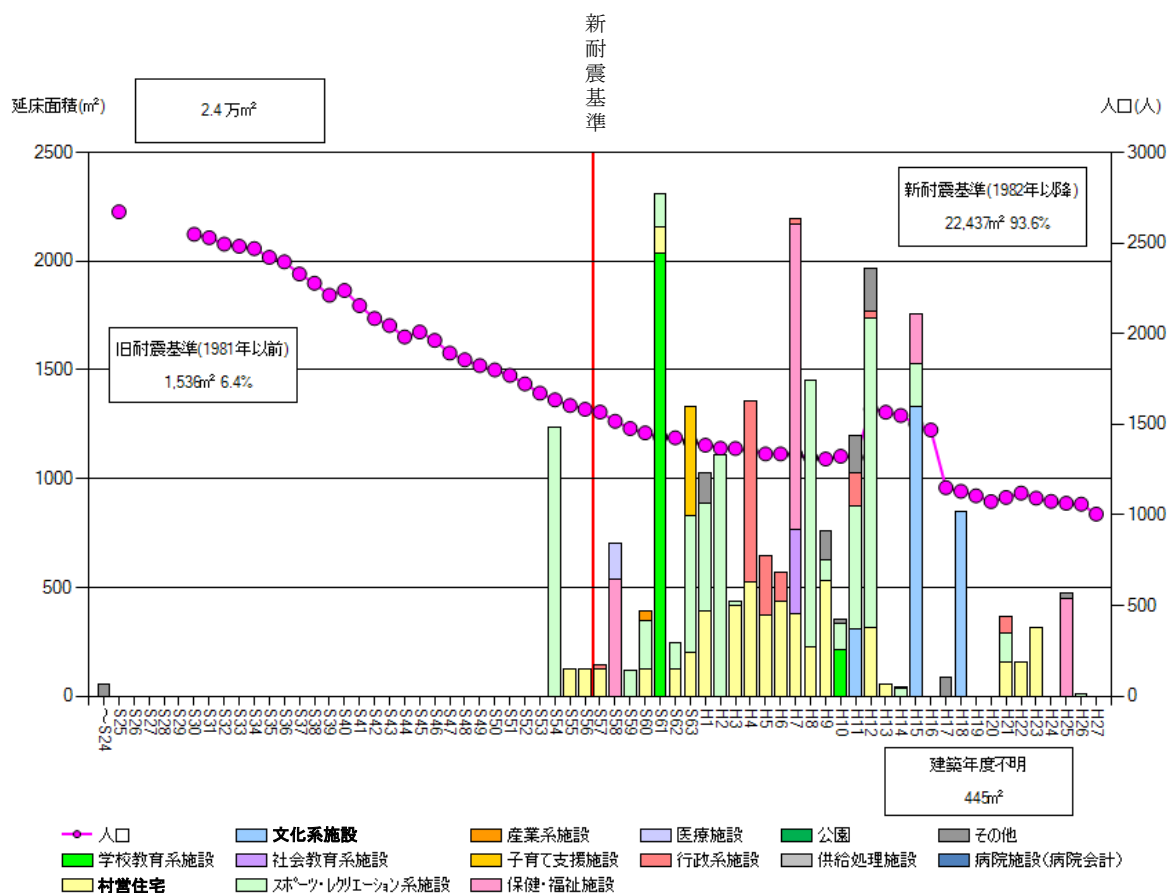
(2) 築年別整備状況

昭和 60 年以前に建設され、すでに 30 年以上経過している施設(延床面積ベース)は全体の 21.3%、10 年後に 30 年以上経過となる施設割合は 63.7% となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

◆ 図表 4-3 建築年別延床面積の割合



◆ 図表 4-4 建築年次別延べ床面積の状況

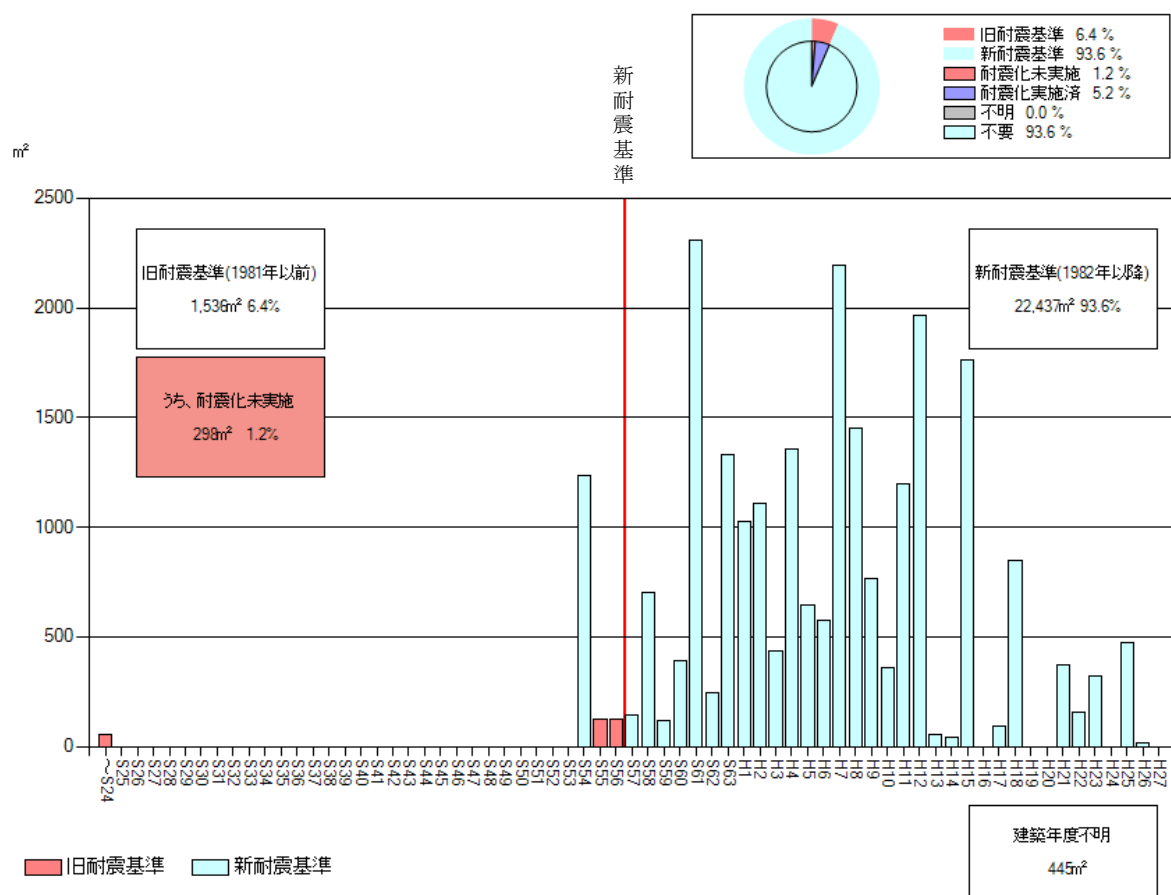


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の 93.6%が新耐震基準による整備、残りの 6.4%が昭和 56 年以前の旧耐震基準により建築された施設であり、全体の約 9 割の施設が地震において想定建物被害に対する耐震性を有しています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆ 図表 4-5 耐震化実施状況



2 インフラ施設の状況

(1) インフラ施設の現状

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

本村の主なインフラ施設は、村道延長が 221.9km、橋りょうが 56 橋、簡易水道管路延長が 25.7km などとなっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

◆図表 4-6 インフラ施設の保有状況（平成 27 年度）

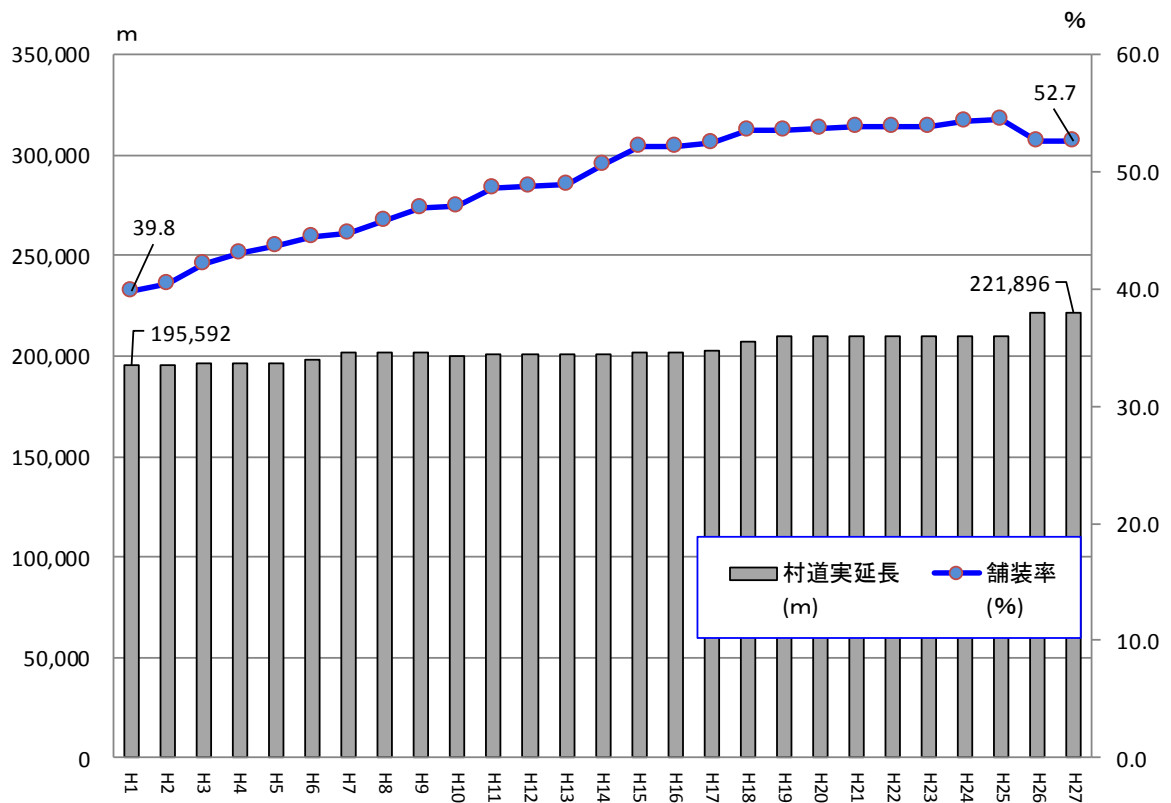
種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	221,896m
	1 級村道延長	17,852m
	2 級村道延長	15,706m
	その他村道延長	188,338m
橋りょう	橋りょう数	56 橋
簡易水道	管路総延長	25,748m
	導水管	6,258m
	送水管	4,865m
	配水管	14,625m
	配水池	8施設

注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

ア. 道路

平成 27 年の村道の実延長は、221,896mあり、舗装率は 52.7%の整備となっています。推移については、平成元年の 195,592mから 26,304m（13.4%）延びています。

◆ 図表 4-7 道路の年度別整備状況

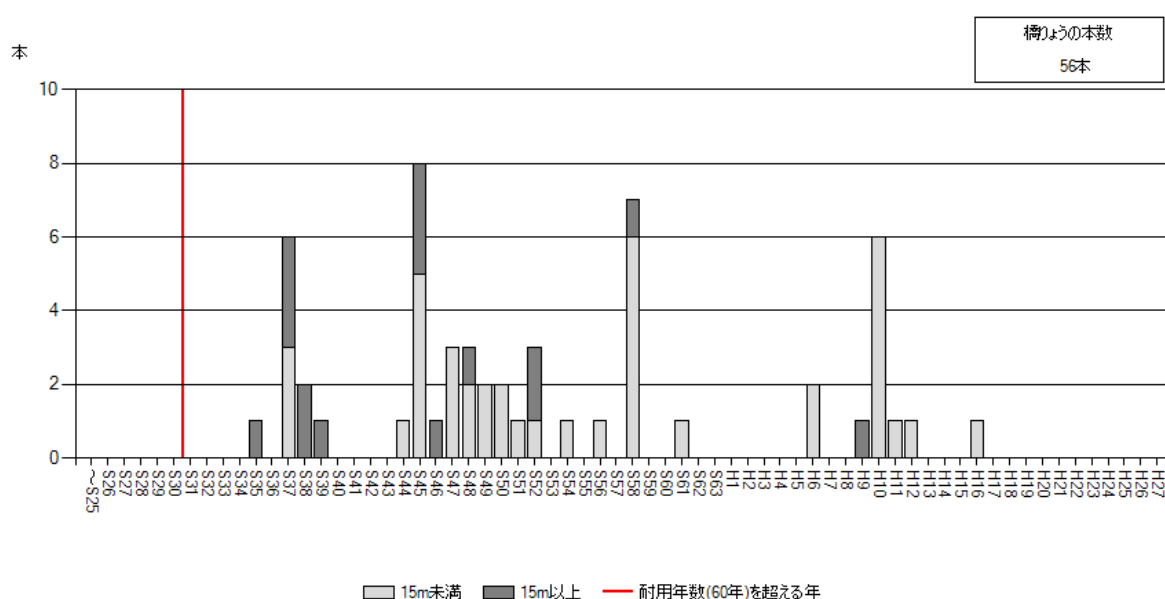


イ. 橋りょう

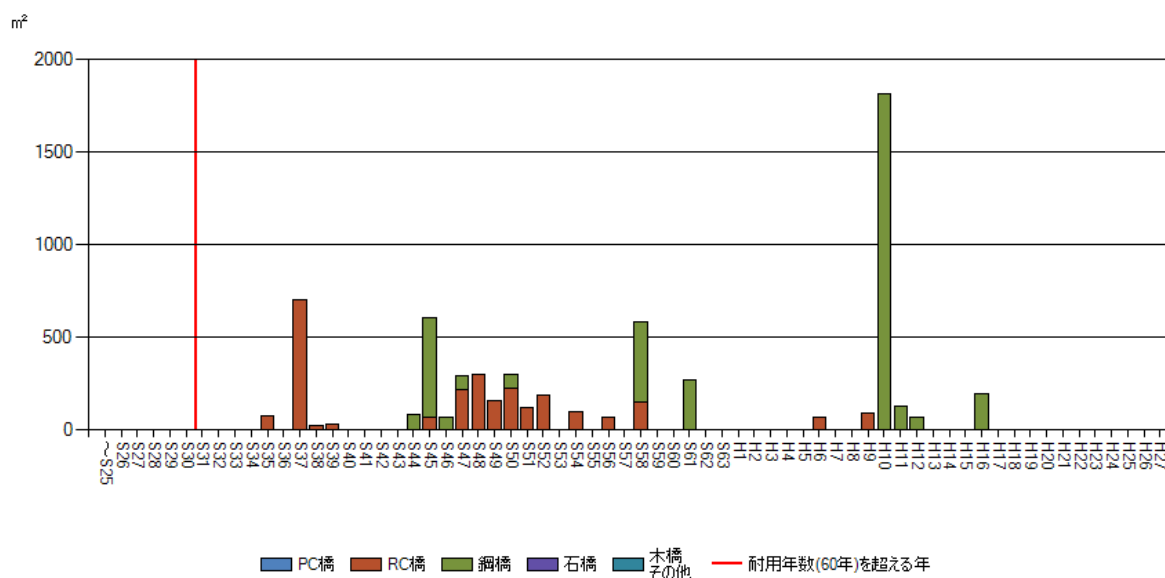
橋りょうについては、耐用年数の 60 年を超えているものではなく、供用年数が 51 年から 60 年が 10 橋、41 年から 50 年が最も多く 20 橋、31 年から 40 年のものが 13 橋、供用年数が 30 年を超える橋りょうは 43 橋で全橋りょうの 76.8% を占めています。

今後、橋りょうの老朽化による安全性の低下及び将来の大幅な更新費用の増加が予測されるため、これらの費用を可能な限り縮減しつつ計画的に長寿命化していくことが不可欠となります。

◆図表 4-8 橋りょうの年度別整備数



◆図表 4-9 橋りょうの構造別年度別整備面積

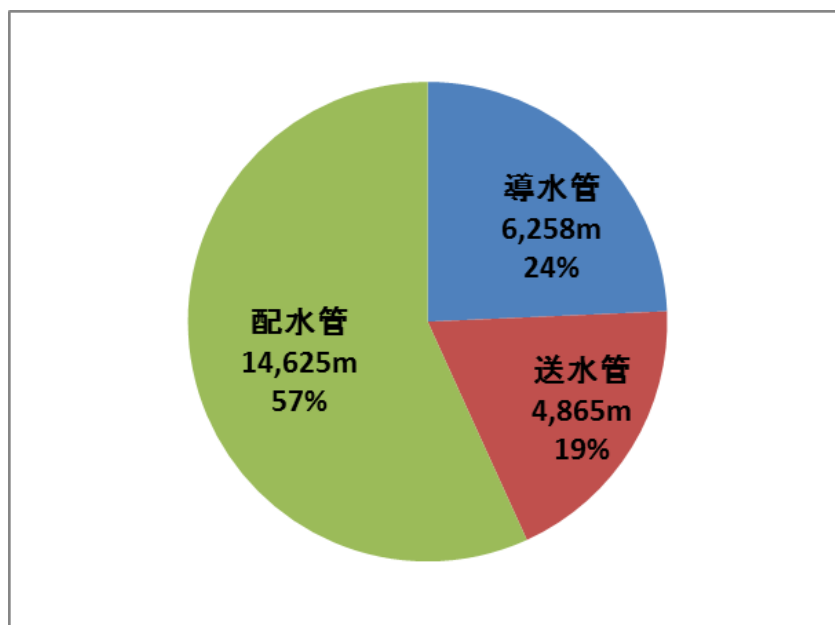


ウ. 簡易水道

現在、村が管理する簡易水道管は、導水管が 6,258m、送水管が 4,865m、配水管が 14,625m で総延長が 25,748m となっています。

また、水道管の管種別では、配水管が全体の約 6 割を占めています。

◆ 図表 4-10 簡易水道管の整備状況



3 将来の更新費用の推計（総務省提供ソフト活用）

（１）試算の方法

将来の公共施設等の更新費用の推計は、総務省提供ソフトを活用し、今後 40 年間、同種、同規模で更新した場合の必要コストを試算しています。

試算結果は、将来想定される費用の概算（おおよその額）を示すものであることから、各種計画や統計資料等の数値とは異なる場合があります。

◎算出根拠等については一般財団法人地域総合整備財団が作成した「公共施設更新費用試算ソフト仕様書」を参照して下さい。

◆推計の手法

1. 現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計
2. 公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計
3. 更新単価は、これまでの工事の実績等を基に設定
4. これまでの投資決算額を既存更新分、新規整備分及び用地取得分に分類して更新費用の推計結果と比較

◆更新の考え方、試算条件

【公共建築物】大規模改修：建設後 30 年（改修期間を 2 年）
 建て替え：建設後 60 年（建て替え期間を 3 年）
 積み残し：建設時より 31 年以上 50 年経過は、今後 10 年間で均等に行い、51 年以上経過は、60 年を経た年度に行うと仮定します。60 年以上経過は、今後 5 年間で均等に更新すると仮定します。

【道路】15 年で舗装部分の更新（打換え）
 ・舗装の耐用年数 10 年、舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年のそれぞれの年数を踏まえ 15 年と仮定します。

【橋りょう】60 年で架け替え（法定耐用年数 60 年）

【簡易水道管】40 年で更新（法定耐用年数 40 年）

◆更新単価

公共建築物			
施設分類		大規模改修	建替え
文化系、社会教育系、産業系施設、医療施設、行政系等施設		25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他		20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等、公園		17万円/㎡	33万円/㎡
公営住宅		17万円/㎡	28万円/㎡
道路			
一般道路	4,700円/㎡	自転車歩行者道路	2,700円/㎡
橋りょう			
総面積あたり		448千円/㎡	
P C 橋、R C 橋、石橋、その他	425千円/㎡	鋼橋	500千円/㎡
簡易水道			
導水管及び送水管径		配水管径	
～300mm未満	100千円/m	～150mm以下	97千円/m
300～500mm未満	114千円/m	～200mm以下	100千円/m

(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

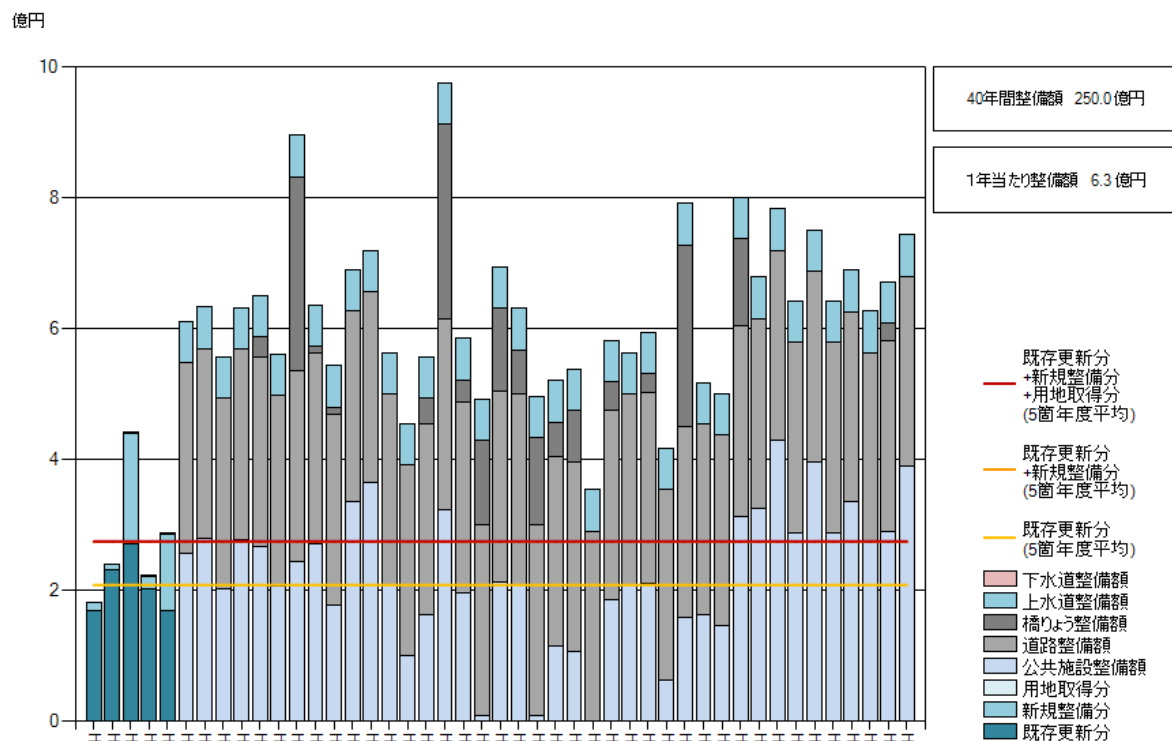
総務省提供ソフトを活用し、今後 40 年間で、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、更新費用の合計は 40 年間で 250.0 億円、年平均で 6.3 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均と比較して約 2.3 倍になります。

◆図表 4-11 更新費用の推計

種別	過去 5 年実績 (単年平均 A)	更新費用の推計		倍率 B / A
		40 年累計	(単年平均 B)	
公共建築物	1.12 億円	90.1 億円	2.3 億円	2.0
インフラ施設	1.63 億円	159.9 億円	4.0 億円	2.5
道路	1.50 億円	116.4 億円	2.9 億円	1.9
橋りょう	0.07 億円	18.2 億円	0.5 億円	7.1
簡易水道	0.06 億円	25.3 億円	0.6 億円	10.0
合計	2.75 億円	250.0 億円	6.3 億円	2.3

注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の値が一致しない場合があります。

◆図表 4-12 将来の更新費用の推計（公共建築物及びインフラ施設）

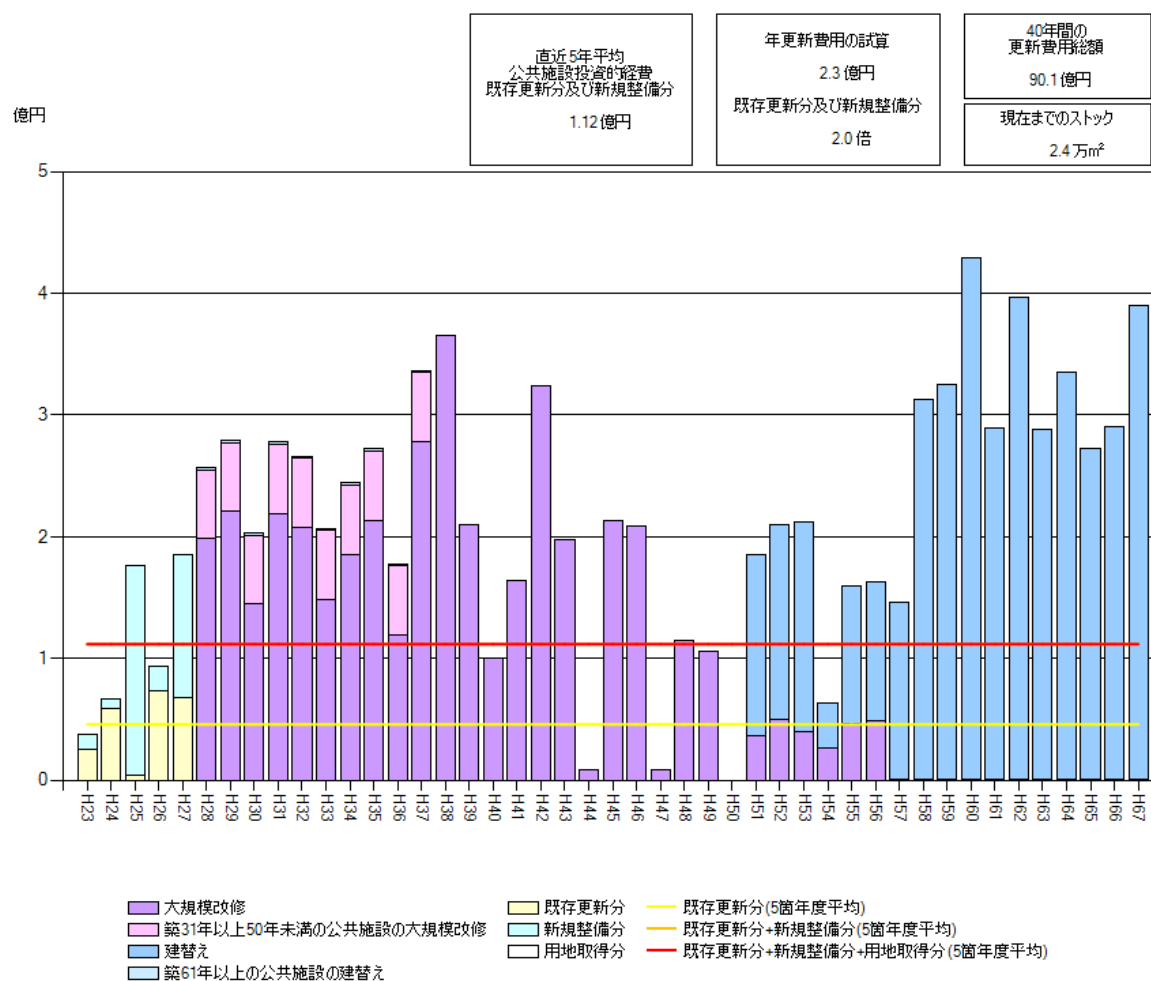


(3) 公共建築物の将来の更新費用の推計

大規模改修は建設後 30 年、建替えは建設後 60 年と仮定して、公共建築物について、今後 40 年間に必要となる改修・更新費用を試算した結果、その総額は約 90.1 億円となります。

今後 40 年間の年平均では約 2.3 億円となり、過去 5 年間の公共建築物に係る投資的経費の平均 1.12 億円の約 2.0 倍の予算が必要となることとなりますが、今後、人口の減少や少子高齢化の進展により、全ての公共建築物を将来にわたり維持していくための経費を確保し続けていくことは、困難と考えられます。

◆図表 4-13 公共建築物の将来の更新費用の推計

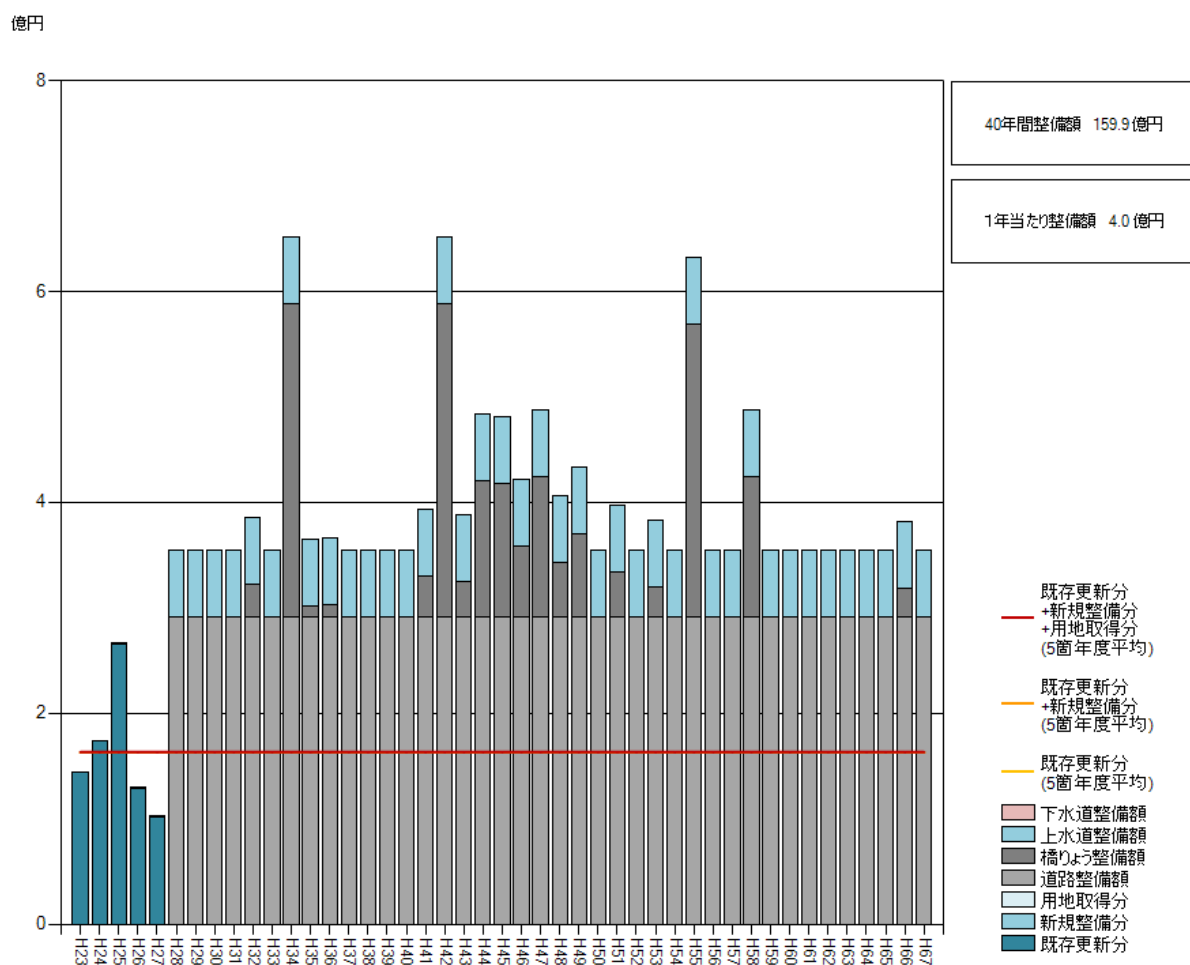


(4) インフラ施設の将来の更新費用の推計

今後40年間、このままインフラ施設を全て保有し続けた場合に必要なコストを、公共建築物と同様に一定の条件のもとで試算したところ、インフラ施設全体では40年間で159.9億円、年平均で4.0億円となり、これまでの投資的経費の2.5倍となります。

このように、これまでの手法のままでは、インフラ施設全てを更新していくことは困難であり、更新時期の分散化などが必要となります。

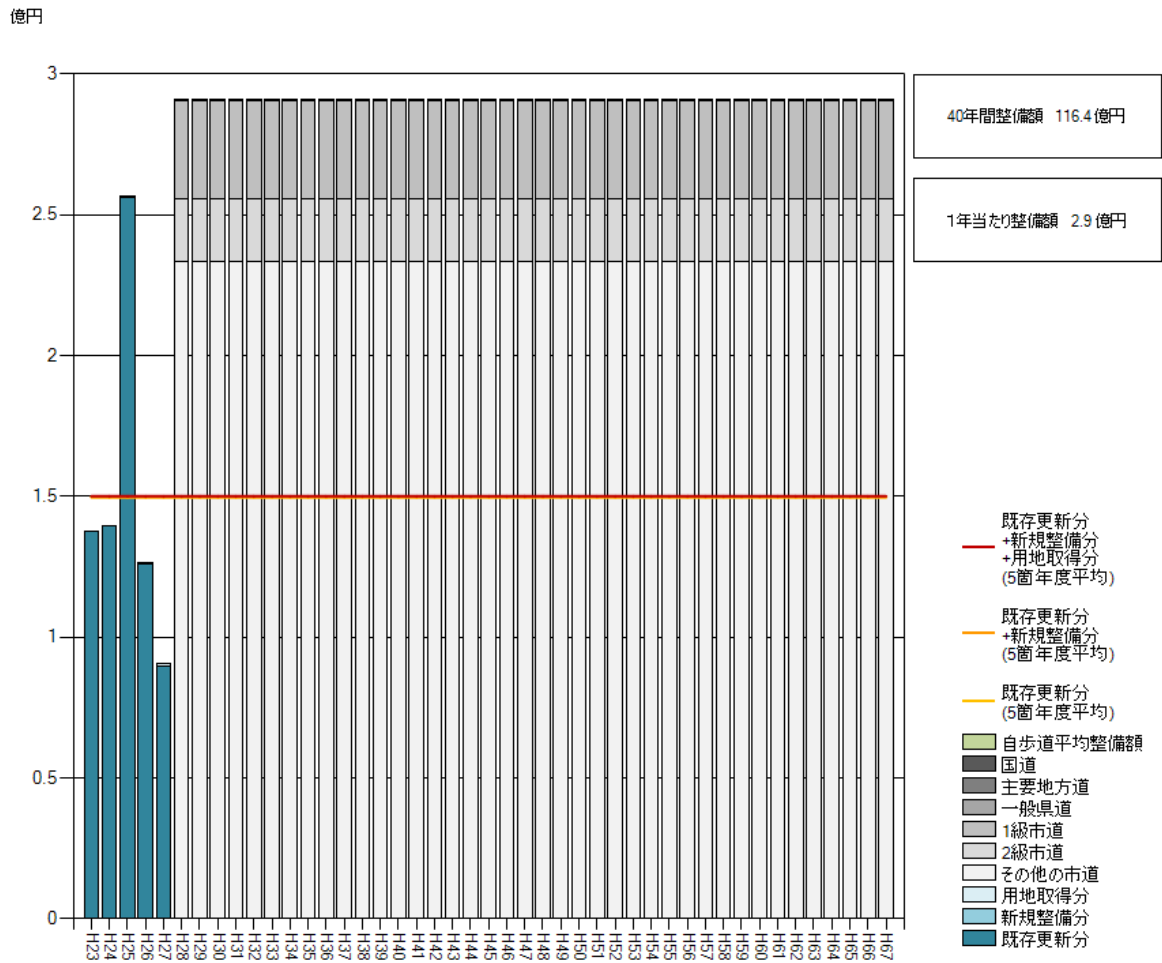
◆図表 4-14 インフラ施設の将来の更新費用の推計



ア. 道路

舗装の耐用年数を15年と仮定して、村道面積（92.8万㎡）を更新年数の15年で割った面積を、1年間の舗装部分の打換え量として試算した結果、今後40年間に必要となる更新費用の総額は約116.4億円となり、40年間の平均では年間約2.9億円となります。

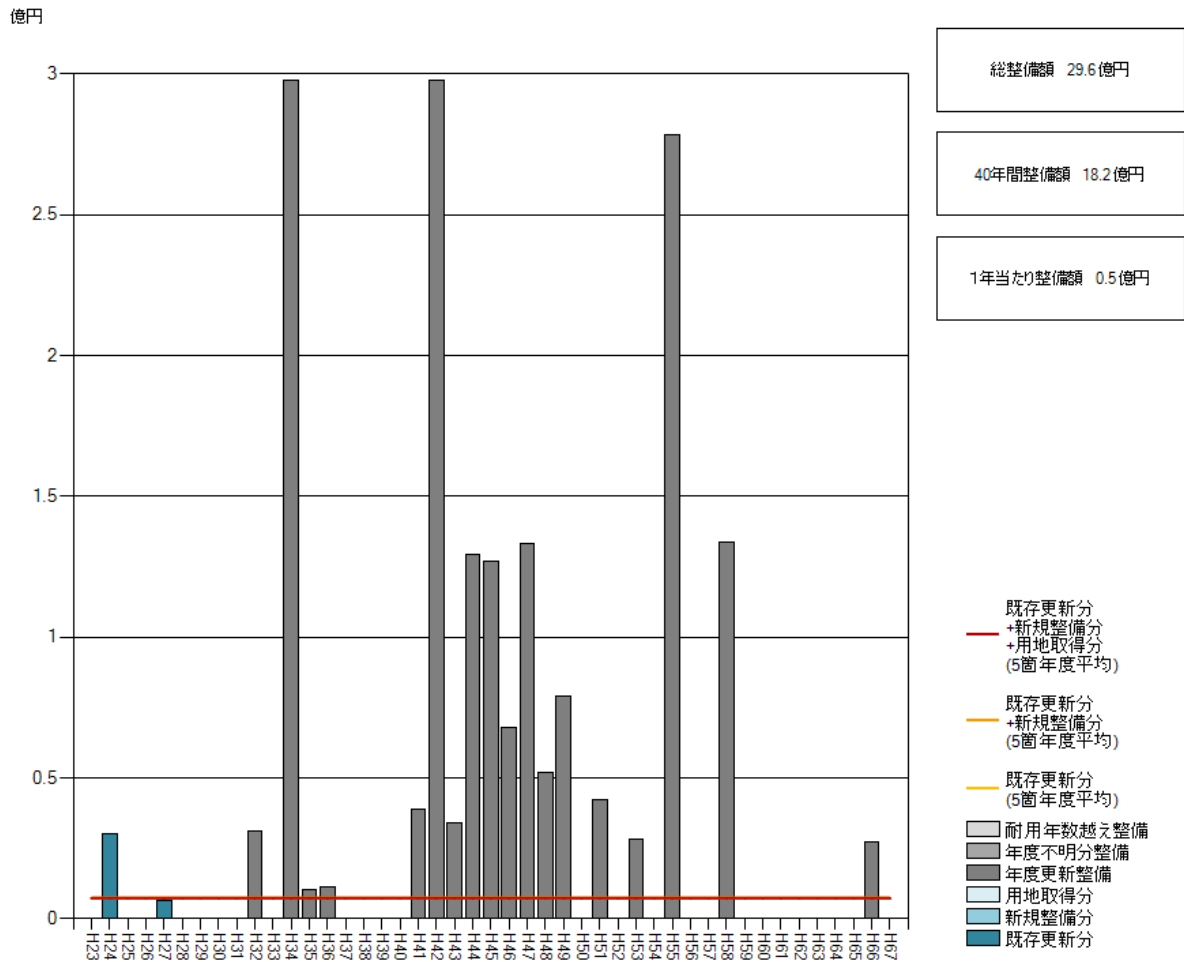
◆図表 4-15 総面積による村道の将来の更新費用の推計



イ. 橋りょう

橋りょうの耐用年数を 60 年と仮定して、現状規模のまま更新（架替え）費用を試算した結果、総額は約 29.6 億円、今後 40 年間の整備額では約 18.2 億円となり、40 年間の平均は年間約 0.5 億円となります。

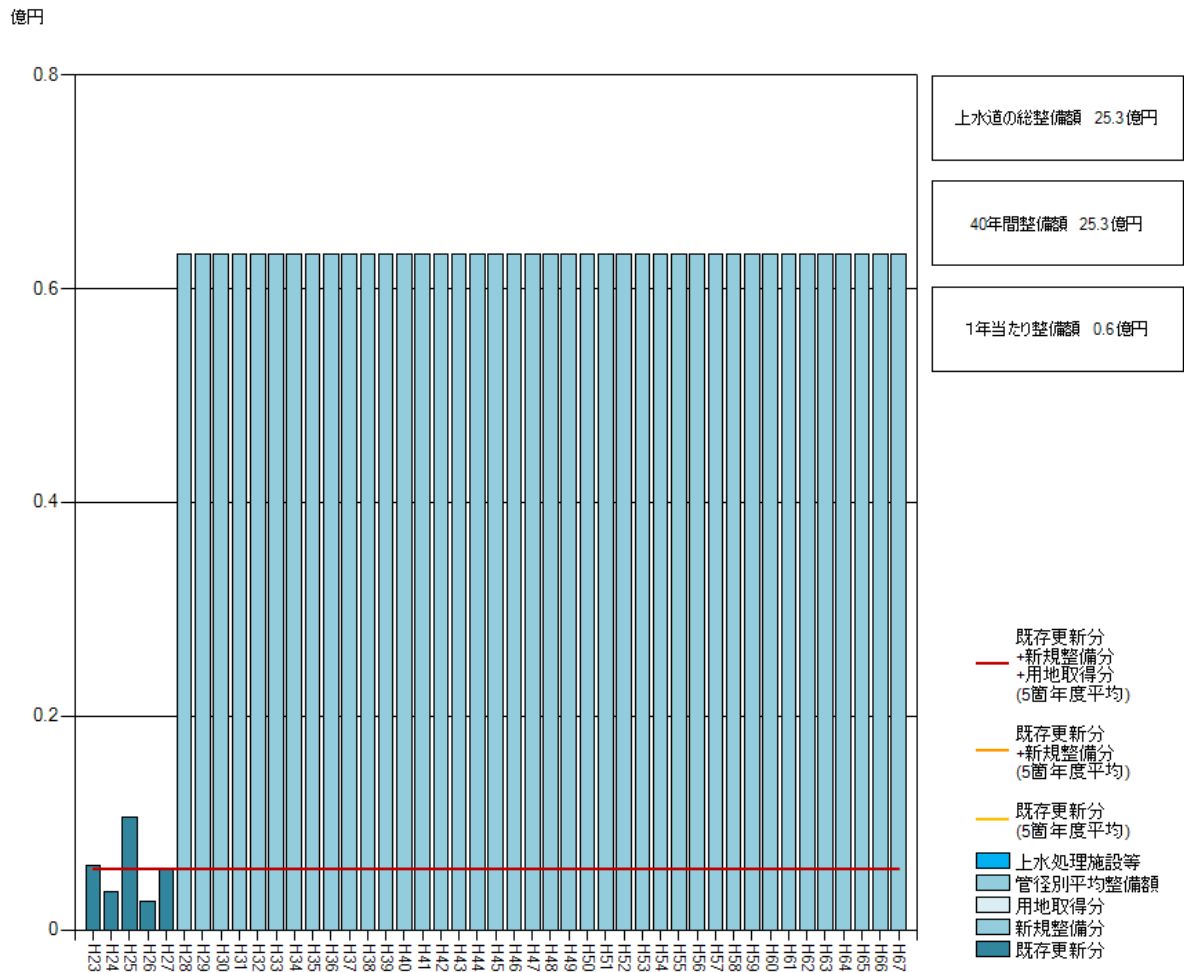
◆ 図表 4-16 構造別年度別橋りょうの将来の更新費用の推計



ウ. 簡易水道

簡易水道の耐用年数を 40 年と仮定して、村が管理する簡易水道管総延長（25,748 m）について、現状規模のまま更新（布設替え）費用を試算した結果、今後 40 年間の整備額では約 25.3 億円となり、40 年間の平均では年間約 0.6 億円となります。

◆図表 4-17 簡易水道管の将来の更新費用の推計



(5) 人口減少による将来負担コスト増

一定の条件のもとに試算を行った将来コストの概算では、今後、施設の老朽化に伴う大規模改修や建替え、道路、橋りょう、簡易水道のインフラ施設の更新に必要な費用総額が、現状の投資的経費の規模を上回る結果となっています。

現状の公共建築物の保有面積は約 2.4 万 m² で、村民一人当たり約 24.3 m² を保有しており、過去 5 年間に於ける村民一人当たりの投資的経費は、年平均で約 11.1 万円です。

現在の保有面積を今後も維持した場合、人口減少の影響も考慮すると平成 42 年には一人当たり約 28.6 万円となり、現行の約 2.6 倍の負担となる計算になります。

インフラ施設においても、道路については、仮に今後新規に道路建設を行わず、これまで整備した道路の維持更新のみとしても、一人当たり年間維持更新費は 149,254 円から 360,697 円に、橋りょうでは 6,965 円から 62,189 円、簡易水道では 5,970 円から 74,627 円にまで負担の増額が必要となります。

また、公共建築物とインフラ施設を合わせると、一人当たり 273,632 円から 783,582 円となり、現行の約 2.9 倍の負担となる計算になります。

インフラ施設は、使用方法の変更が難しい施設であるため、技術的な部分で工夫し、更新費用を低減していく必要があります。本村の橋りょうについては、「第 1 期南相木村橋梁長寿命化修繕計画」を平成 22 年度に策定し、現在「第 2 期南相木村橋梁長寿命化修繕計画」の取組みを行っていますが、今後も国などが示す点検・工事の基準や技術に従い、長寿命化を図るとともに、費用にかかる支援制度を最大限利用しながら、取り組んでいく必要があります。

◆図表 4-18 人口減少を考慮した将来負担

		既往実績		推計		倍率 B / A
人 口		平成 27 年 1,005 人		平成 42 年 804 人		
種 別		単年平均		単年平均		
		過去 5 年実績	1 人あたり A	今後 40 年	1 人あたり B	
投 資 的 経 費	公 共 建 築 物	1.12 億円	111,443 円	2.3 億円	286,070 円	2.6
	道 路	1.50 億円	149,254 円	2.9 億円	360,697 円	2.4
	橋 り ょ う	0.07 億円	6,965 円	0.5 億円	62,189 円	8.9
	簡 易 水 道	0.06 億円	5,970 円	0.6 億円	74,627 円	12.5
合 計		2.75 億円	273,632 円	6.3 億円	783,582 円	2.9

注 1：平成 27 年人口は平成 27 年国勢調査人口

注 2：平成 42 年人口は南相木村人口ビジョン（将来推計人口）

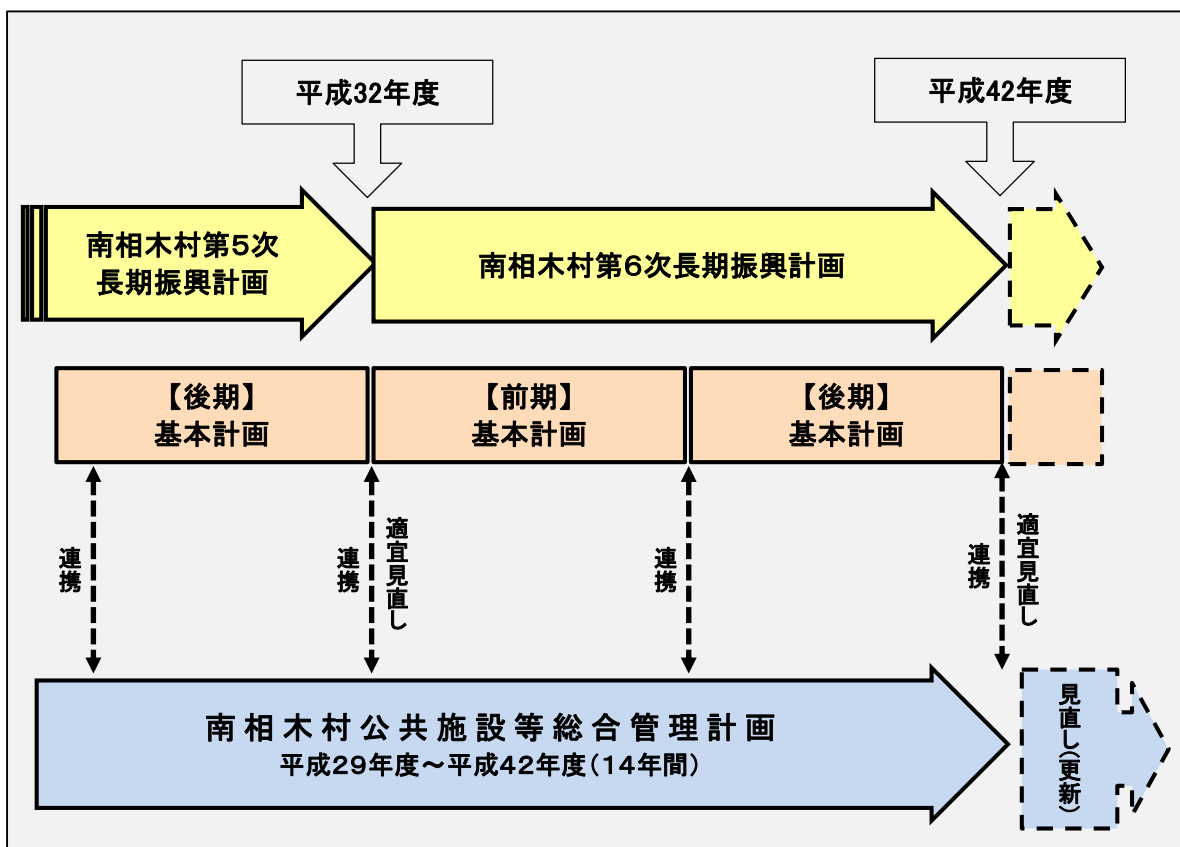
注 3：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、更新を迎える平成29年度から平成68年度までの40年間を見通しつつ、上位計画である「南相木村第5次長期振興計画」などと連動しながら、向こう14年間（平成29年度～平成42年度）を対象期間とし、本村を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。平成42年度は、10年間を基本的な計画期間とする「南相木村長期振興計画」の第6次計画の最終年次にあたることから、本計画においても平成42年度を計画の目安として設定しました。

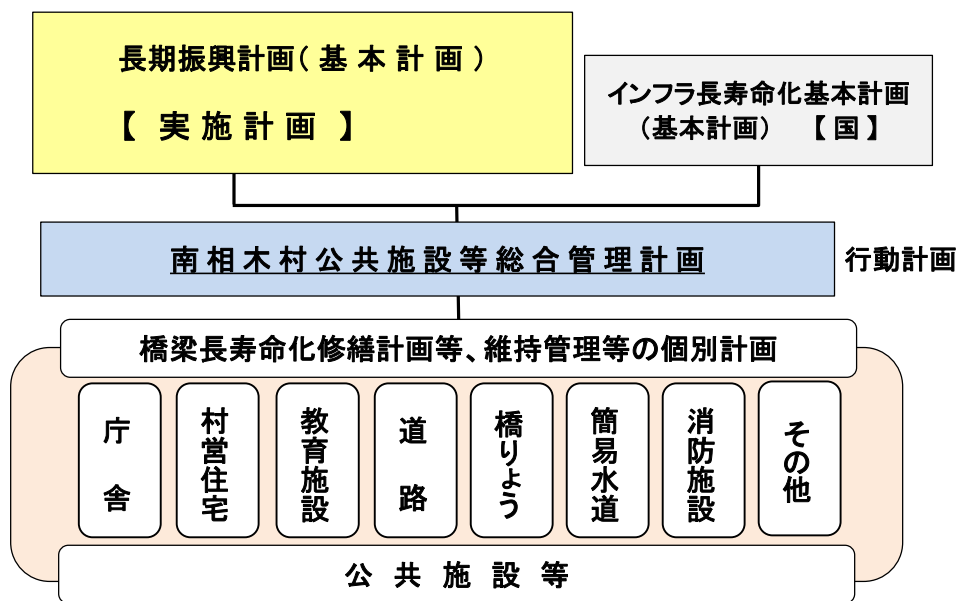
◆図表 5-1 計画期間（南相木村総合計画との関係）



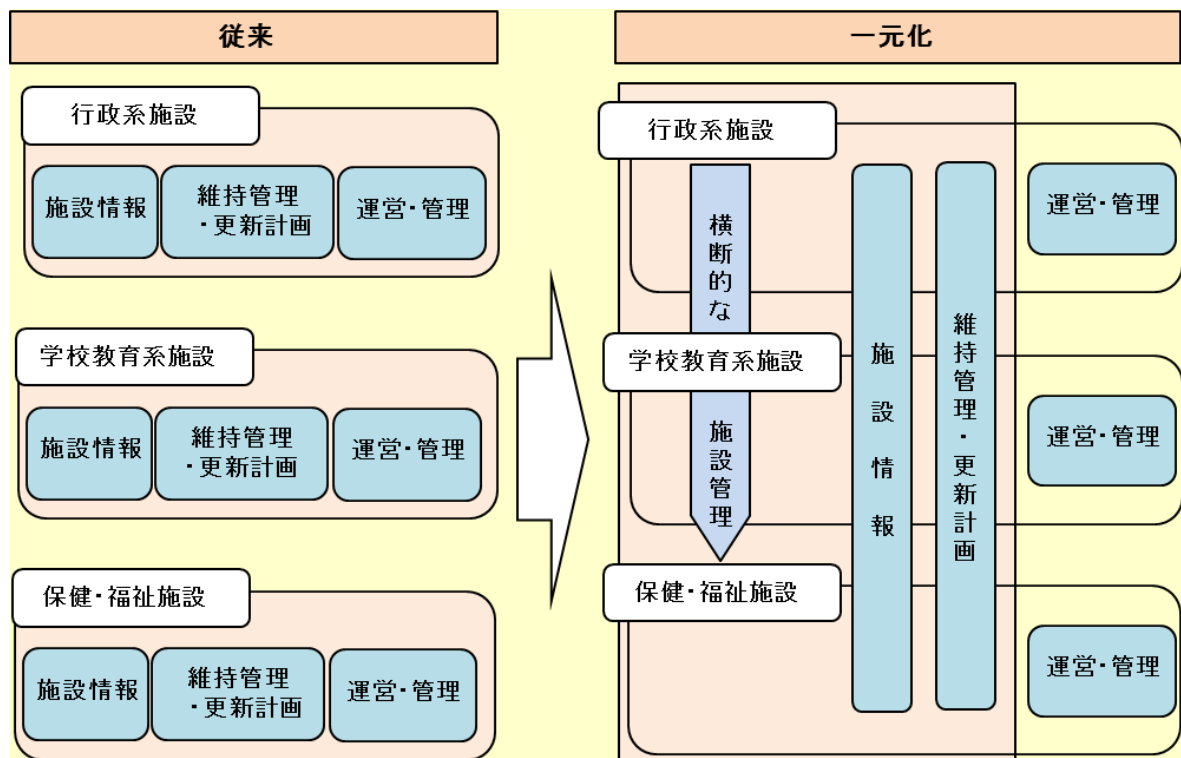
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「南相木村長期振興計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

◆図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 5-3 施設管理の一元化（イメージ）



3 現状や課題に関する基本認識

①数量の適正性

公共施設等については、人口減少に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、少子高齢化の進行による人口割合の変化により、必要とする公共施設等の種別・設備が変わっていくことも考えられます。

本村全体の人口が減少している中で、公共施設等の数量は、人口に比較して過大な状況が続くと考えられることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。

②品質の適正性

公共建築物のうち築後 30 年以上経過しているものが 21.3%、築 20～29 年が 42.4%で、10 年後には築後 30 年以上経過する公共建築物が 6 割を超えるため、老朽化や機能の陳腐化が懸念されます。今後、更新時期が到来する建築物の品質を適正に保つためには大規模な改修や更新が必要となります。

③コスト（財務）の適正性

生産年齢人口の減少と少子高齢化により、村税の減少と扶助費の増加が懸念される中、今後多くの老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。

歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことが予想されることから、公共施設の安全性・利便性・快適性等のサービス水準を確保しつつ、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要などその必要性を検討したうえで、施設の複合化や統廃合の視点も持ちながら、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

本村では、住民サービスの向上や、経費の削減等を図ってきましたが、今後も、既存施設の維持管理に当たっては、ランニングコストの縮減に努め、効果的・効率的な運営を図っていくことが必要です。

4 公共施設等の管理の基本目標

（１）公共建築物

新たな公共建築物の整備は最小限に抑制しつつ、既存の公共施設への統合や複合化、転用等によって機能を維持しつつ、施設の総量（延床面積）を縮小してコストを縮減できるように検討します。

既存施設の長寿命化を図るため、予防保全の考え方を徹底するとともに、保全費用の平準化に努めます。建設から 30 年を超え、利用状況や長期の活用が見込まれない施設は廃止し、解体等により維持管理費の削減を行います。

住民サービスの低下に配慮しつつ、指定管理者制度や民間活力の導入等を検討し、施設の管理運営の効率化をすすめることで、維持・修繕・更新コストや管理・運営コストの縮減が図れるように検討します。

（２）インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、簡易水道管を廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、これまで整備してきたインフラ施設において「長寿命化修繕計画」を策定するなどし、計画的に点検、修繕を実施していくことで長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより、維持管理のトータルコストを縮減します。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本村の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすため、全庁で情報を共有するための方法や、点検・整備に関する担当部署を置くことなどを検討します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストの縮減を図ります。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、むらづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PPP/PFIなどの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討していきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、利用・効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を図ります。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用・効用等の低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。

（４）耐震化の実施方針

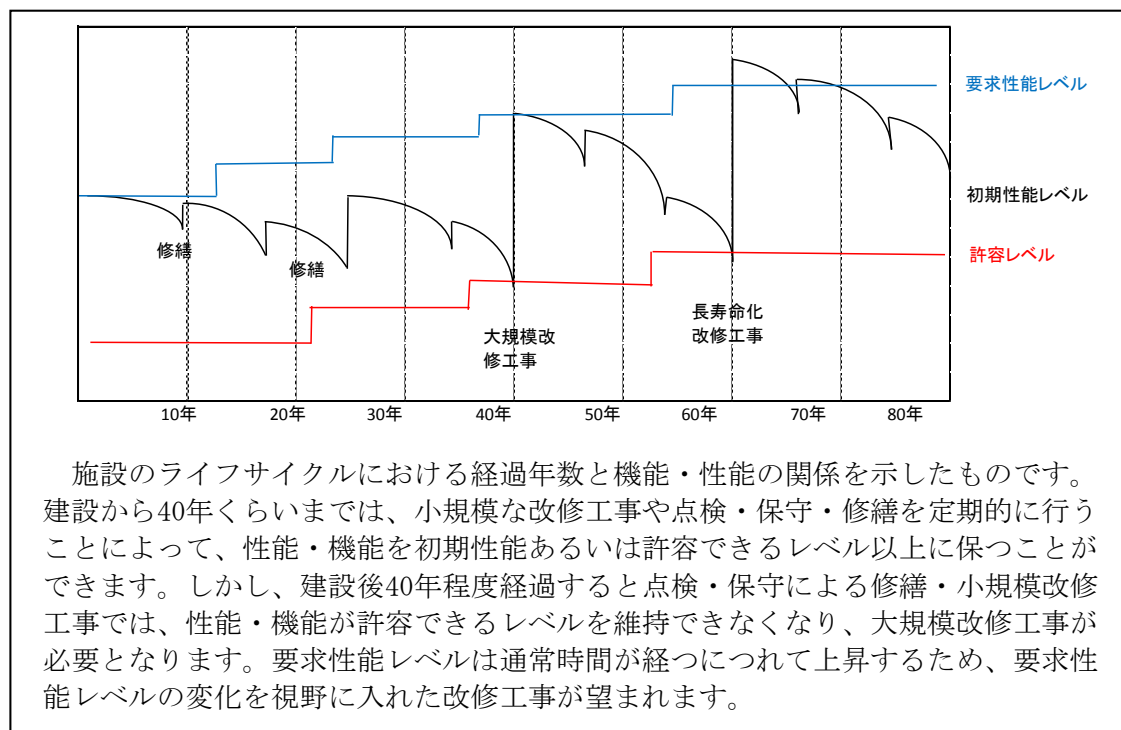
耐震化未実施施設については、本計画の安全確保の実施方針に基づき、利用・効用等の高い施設については、利用者の安全性の確保及び災害時において、的確に機能を発揮できるよう、引き続き防災・耐震性能等の向上を進めます。

（５）長寿命化の実施方針

公共施設等については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等を計画的に実施し、公共施設等を健康な状況に保ちます。更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事により不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、インフラ施設の橋りょうについては、既に策定済みの「南相木村橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

◆図表 5-4 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) 統合や廃止の推進方針

村内には、老朽化した施設や課題を抱える公共施設等があります。将来の公共施設等のあり方を検討する中で、施設の移転統合、用途変更、用途廃止も含め、総合的にシミュレーションし、村の将来を見据えた公共施設等の有効利用を図るための、利用再編を進めます。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

なお、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「南相木村長期振興計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして企画、財政(予算)等の各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行うなどして、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

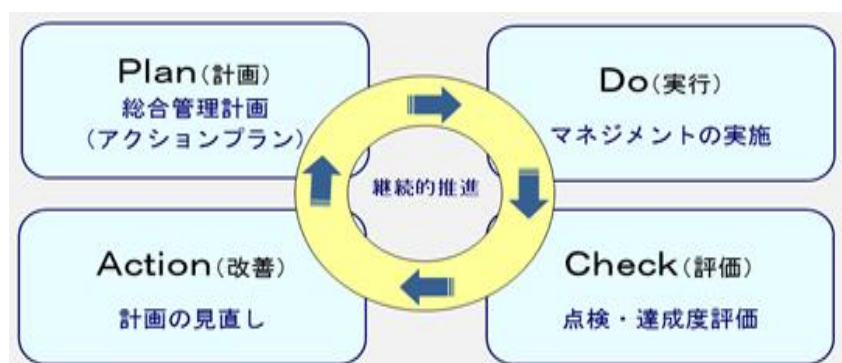
計画の実施はむらづくりのあり方に関わることから、村民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

6 フォローアップの実施方針

本計画は、「南相木村長期振興計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることから、基本計画の更新等に合わせ、本計画の進捗状況等についてPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用するなどし、随時フォローアップを行います。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により村民へ公表します。

◆図表 5-5 PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 主な施設類型ごとの方向性

基本方針に基づき、施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性を定めます。

◆図表 6-1 施設の保有状況（平成 27 年度）

大分類	中分類	延床面積 (㎡)	主な施設
文化系施設	集会施設	2,487.78	公民館、コミュニティーセンター等
社会教育系施設	博物館等	390.00	民俗資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	4,517.48	ゲートボール場、社会体育館
	レクリエーション施設・観光施設	3,402.34	滝見の湯、立原高原観光施設等
産業系施設	産業系施設	44.70	養魚場
学校教育系施設	学校	2,251.19	南相木小学校校舎、体育館等
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	497.50	南相木村保育所
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2,622.98	老人デイサービスセンターみねお苑等
医療施設	医療施設	163.06	南相木村国保診療所
行政系施設	庁舎等	637.40	役場庁舎
	消防施設	415.51	消防団詰所、積載車置場等
	その他行政系施設	637.68	合同事務所、加佐バス車庫等
村営住宅	村営住宅	5,212.93	村営住宅
その他	その他	1,138.14	教員用住宅、農業アルバイト用宿舎等
合 計		24,418.69	

(1) 文化系施設

本村では、各地域に公民館、コミュニティーセンター等を保有しています。

◆図表 6-2 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設					
区 分	集会施設	施設数	4 施設	延床面積	2,487.78 m ²
対 象 施 設	南相木村公民館、加佐地区公民館、中島地区地域交流センター、和田地区コミュニティーセンター				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 地域の交流・親睦を深める場として、今後も継続して利用され则认为られるため、継続的に点検・修繕を行います。 また、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。 【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 【統合や廃止の推進方針】 住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、今後の維持管理費、改修費等を勘案し、最も効果的な対応を行うよう検討を進めます。					

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設として本村には、南相木村民俗資料館を保有しています。

南相木村民俗資料館は、建設されてから 20 年以上が経過しているため、今後 10 年の内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-3 公共建築物（社会教育系施設）の保有状況

社会教育系施設					
区 分	博物館等	施設数	1 施設	延床面積	390.00 m ²
対 象 施 設	南相木村民俗資料館				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。 また、施設の耐震化工事を実施していますが、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保を図ります。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。 【安全確保の実施方針】 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。 【統合や廃止の推進方針】 施設の効果的な運営を図るため、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。					

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設として社会体育館及びゲートボール場を、レクリエーション施設・観光施設として、滝見の湯、立原高原観光施設等を保有しています。

建設されてから 30 年以上が経過している施設については、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。また 20 年以上が経過している施設については、今後 10 年以内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-4 公共建築物（スポーツ・レクリエーション系施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区 分	スポーツ施設	施設数	6 施設	延床面積	4,517.48㎡
対 象 施 設	南相木村社会体育館、下地区屋内ゲートボール場、上地区屋内ゲートボール場、祝平地区屋内ゲートボール場、三川地区屋内ゲートボール場、栗生川地区屋内ゲートボール場				
区 分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	6 施設	延床面積	3,402.34㎡
対 象 施 設	南相木村総合グラウンド管理棟、宮の上マレットゴルフ場、立原高原観光施設、立岩湖観光施設、滝見の湯、白土管理棟				
●管理に関する基本的な考え方					
【点検・診断及び耐震化の実施方針】					
今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。					
昭和 56 年以前の旧耐震基準で建設された施設は、南相木村社会体育館で、耐震化について数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。					
【維持管理・修繕・更新等の実施方針】					
施設の約半数が昭和 50～60 年代に建てられた施設であることから、今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施します。					
【安全確保の実施方針】					
各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。					
点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。					
【統合や廃止の推進方針】					
利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討すること考えられます。					

(4) 産業系施設

産業系施設として養魚池管理棟を保有しています。

建設されてから 30 年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-5 産業系施設の保有状況

産業系施設					
区 分	産業系施設	施設数	1 施設	延床面積	44.70 m ²
対 象 施 設	養魚池管理棟				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。 【安全確保の実施方針】 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。 【統合や廃止の推進方針】 利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することと考えられます。					

(5) 学校教育系施設、子育て支援施設

本村は、小学校、保育園を各1施設保有しています。中学校、小学校については、建設されてから30年以上が、保育園については20年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられますが、児童数の減少が見込まれる中、学校教育環境を維持するため、最適な教育環境について検討する必要があります。

◆図表 6-6 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設					
区 分	学校	施設数	1 施設	延床面積	2, 251. 19 m ²
対 象 施 設	南相木小学校（校舎、体育館等）				
子育て支援施設					
区 分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	1 施設	延床面積	497. 50 m ²
対 象 施 設	南相木村保育所				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、適時修繕します。 児童、園児の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設としての機能を確保するため、施設の耐震化を優先的に進めます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 両施設とも、大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を実施します。 【安全確保の実施方針】 児童、園児の安全な環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。 【統合や廃止の推進方針】 学校施設については、少子化により児童数が減少してきていることから、将来の施設の在り方を検討することが考えられます。					

(6) 保健・福祉施設、医療施設

本村では、高齢福祉施設 4 施設、診療所 1 施設を保有しています。

建設されてから 30 年以上が経過している施設については、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。また 20 年以上が経過している施設については、今後 10 年以内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-7 公共建築物（保健・福祉施設・医療施設）の保有状況

保健・福祉施設					
区 分	高 齢 福 祉 施 設	施 設 数	4 施 設	延 床 面 積	2, 622. 98 ㎡
対 象 施 設	南相木村老人福祉センター、南相木村老人デイサービスセンターみねお苑、栗生地区高齢者ふれあいセンター、南相木村高齢者支援ハウス				
医療施設					
区 分	医 療 施 設	施 設 数	1 施 設	延 床 面 積	163. 06 ㎡
対 象 施 設	南相木村国保診療所				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。 【安全確保の実施方針】 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。 【統合や廃止の推進方針】 各施設とも指定管理者制度による運営の継続等、今後の管理・運営方法について検討を進めます。					

(7) 行政系施設

庁舎等の行政系施設は、建設されてから 30 年以上が経過しているものもあるため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。その他の施設も今後、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

◆図表 6-8 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区 分	庁舎等	施設数	1 施設	延床面積	637.40 m ²
対 象 施 設	南相木村役場庁舎				
区 分	消防施設	施設数	6 施設	延床面積	415.51 m ²
対象施設	消防団拠点施設、消防団第 2 分団詰所、消防団第 1 分団器具置場（栗生）、消防団第 1 分団器具置場（三川）、消防団第 2 分団消防積載車置場（祝平）、水防倉庫（日向）				
区 分	その他行政系施設	施設数	5 施設	延床面積	637.68 m ²
対 象 施 設	バス車庫（加佐）、村営バス車庫、塩カル倉庫（栗の木原）、塩カル倉庫（びくに田）、合同事務所				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。消防団詰所は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を実施します。

水防倉庫（日向）、村営バス車庫の 2 施設は、建築年度が不明で、耐震診断が実施されていないことから、耐震化の必要性を検討し、耐震化を実施する場合は数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。

【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。

【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組めます。

【統合や廃止の推進方針】

今後、各消防詰所のあり方について検討します。

(8) 村営住宅

本村が管理する村営住宅のうち、建設されてから 30 年以上が経過しているものは、今後大規模な修繕あるいは建替えが必要になると考えられます。20 年以上が経過しているものも、今後 10 年以内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-9 公共建築物（村営住宅）の保有状況

村営住宅					
区 分	村営住宅	施設数	71 施設	延床面積	5,212.93 ㎡
対 象 施 設	村営住宅（見上団地、大師団地、田屋団地、御所平団地、千ヶ滝団地、中条団地、加佐団地、祝平団地、土岩団地、栗生川団地、日向団地、丸山団地、御屋敷団地）				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。 【安全確保の実施方針】 点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。 【長寿命化の実施方針】 予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進めます。 【統合等推進方針】 老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な村営住宅の供給を推進します。 なお、今後 10 年以内に建築後 30 年を経過する村営住宅は、計画的に住宅改修や建替えを検討します。					

(9) その他

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◆図表 6-10 公共建築物（その他）の保有状況

その他					
区 分	その他施設	施設数	14 施設	延床面積	1,138.14 m ²
対 象 施 設	教員用住宅（校長・教頭）、教員用住宅、医師用住宅、なかよし広場トイレ、わんぱく広場トイレ、農業アルバイト用宿舎（とどめき・まと場）、工房あいき（食品加工施設）、旧梅宮宅、三川旧教員住宅、旧柳澤邸、日向畑かん施設、立原畑かん資材倉庫、直売所いぬコロ市場（農産物）				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を実施し、施設の状況を把握していきます。 小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理をすることとします。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。 【安全確保の実施方針】 今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。 また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。 【統合や廃止の推進方針】 老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な施設の供給を推進します。 その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。					

(10) インフラ施設

ア.道路

本村における村道の総延長は221,896m、舗装率は52.7%です。

道路は、村民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適用を図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

イ.橋りょう

橋りょうについては、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「南相木村橋梁長寿命化修繕計画」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、「南相木村橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

ウ.簡易水道

簡易水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を図ってきました。本村の簡易水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととします。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

南相木村公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

発行者 長野県南佐久郡南相木村総務課

〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村 3525-1

TEL 0267-78-2121 FAX 0267-78-2139

メールアドレス zaisei@vill.minamiaikinagano.jp

ホームページ <http://www.minamiaiki.jp/>